

第2期
豊能町子ども・子育て支援事業計画
とよの すくすく子どもプラン

令和2年3月

豊 能 町

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の背景・趣旨.....	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間.....	3
4. 計画策定体制と経過	3
第2章 子ども・子育てを取り巻く状況・課題	4
1. 既存・統計データからみる状況	4
2. 教育・保育施設の現状.....	9
3. 子育てに関するアンケート調査からみる子ども・子育て世帯の状況	11
4. 第1期子ども・子育て支援事業計画の進捗状況と今後の課題.....	30
第3章 計画の基本的な考え方	41
1. 基本理念.....	41
2. 基本方向.....	42
3. 施策の体系.....	43
第4章 基本方向ごとの具体的な取り組み.....	44
基本方向1 子どもを安心して育てるための支援	44
基本方向2 子どもが生きる力をはぐくみ健やかに育つための支援	47
基本方向3 子どもと子育て家庭が安心・安全に暮らせるまちづくり	52
基本方向4 配慮を必要とする子どもと子育て家庭へのきめ細かやかな支援.....	55
第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	57
1. 教育・保育提供区域の設定	57
2. 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出等について	57
3. 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと提供体制等	60
4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制等.....	62
5. 教育・保育の一体的提供の推進に関する体制の確保	75
6. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	75

第6章 計画の進行管理.....76

1. 施策の推進・進捗管理体制等の充実 76
2. 住民や地域、関係機関・団体等との連携..... 76
3. 国・府等との連携 76

資料編77

1. 豊能町子ども・子育て審議会条例 77
2. 豊能町子ども・子育て審議会規則 78
3. 豊能町子ども・子育て審議会 審議経過..... 79
4. 豊能町子ども・子育て審議会 委員名簿..... 80

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景・趣旨

豊能町では、平成24年8月に制定された子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として、平成26年度に「豊能町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第1期計画」という。）を策定し、教育・保育及び地域の子ども・子育て支援事業の提供体制を整備してきました。

また、第1期計画では、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの「子ども・子育て支援法」の考えを基本に、妊娠、出産期から子育て期に至るまでの家庭を切れ目なく支援することにより、一人ひとりの子どもがすこやかに育ち、社会の一員として成長することができる環境づくりにも取り組んできました。

しかし、少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化などが進んでおり、家庭の子育て力や地域社会の子育て力の低下が依然として課題となっています。また、幼児教育・保育の無償化、働き方改革など、子育てや暮らしのあり方も多様化しており、保護者がどのように子育てし、働き、暮らしていきたいのかといった子育て世帯、保護者一人ひとりの視点に立った子育て支援が必要となっています。

このような状況を踏まえ、平成31年度に計画期間が終了する「第1期計画」を検証し、引き続き、教育・保育及び地域の子ども・子育て支援事業の提供体制の確保に努めるとともに、豊能町の子どもとその保護者が、豊能町で幸せに暮らし続けていくための環境づくりを継続的かつ積極的に展開していくため、「第2期豊能町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

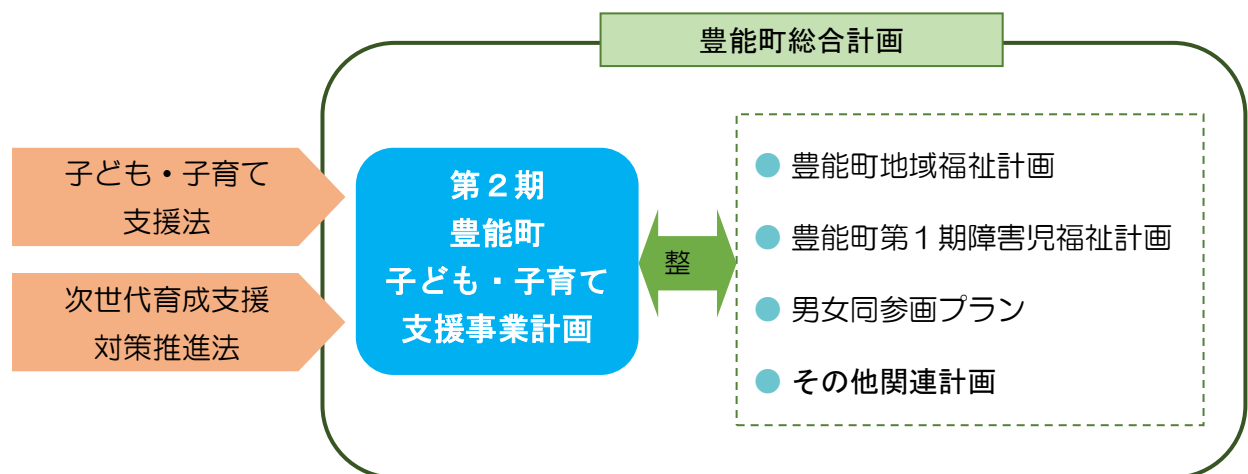
2. 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画（第二期）」であり、すべての子ども自身の「育ち」と子育て中の保護者を支援するとともに、住民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、保育や幼児教育の場、学校、事業者、行政機関などが相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育てを推進する計画です。

また、本計画は、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」を一体的に策定するものです。

子どもと子育てを取り巻く施策は、保健、医療、福祉、教育、労働、まちづくりなどあらゆる分野にわたるため、これらの施策の総合的・一体的な推進が必要です。

そのため、第4次豊能町総合計画をはじめ、豊能町地域福祉計画や豊能町第1期障害児福祉計画、男女同参画プランをはじめとした他の計画などとの整合を図ります。



3. 計画の期間

本計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。ただし、量の見込みや確保方策などに変更の必要が生じた場合は、計画期間内であっても必要に応じて計画を見直すこととします。

平成30年度	平成31年度 令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
第1期計画		第2期豊能町子ども・子育て支援事業計画				
			必要に応じて計画の見直し			

4. 計画策定体制と経過

1) 子育てに関するアンケート調査の実施

本計画を策定するにあたっては、子育て中の保護者の現状や意見・ニーズなどを的確に反映するため、就学前児童の保護者と平成31年4月～令和2年3月に出産予定の妊婦、小学1～6年生の保護者を対象として、「子育て支援に関するアンケート調査」を平成31年3月に実施しました。

2) 「豊能町子ども・子育て審議会」による審議

本計画に子育て当事者等の意見を反映するとともに、本町における子ども・子育て支援施策を子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、公募による住民、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「豊能町子ども・子育て審議会」を設置し、計画の内容について審議しました。

3) パブリックコメントの実施

本計画の素案を役場の窓口やホームページなどで公開し、広く住民の方々から意見を募りました。

第2章 子ども・子育てを取り巻く状況・課題

1. 既存・統計データからみる状況

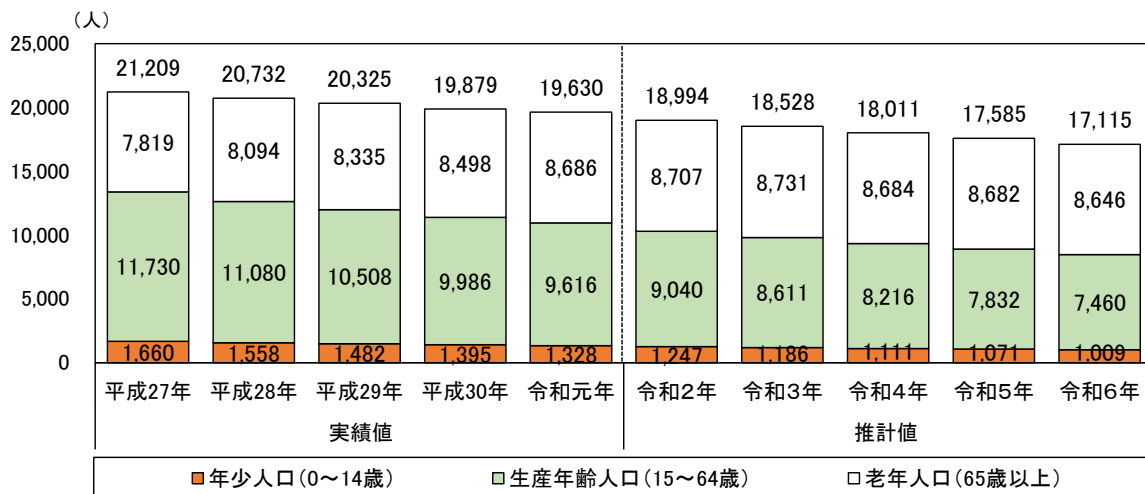
1) 人口等の動向

(1) 人口の推移と推計

本町の総人口は年々減少し、令和元年で 19,630 人となっており、本計画の最終計画年に当たる令和6年には 17,115 人まで減少すると推計されています。

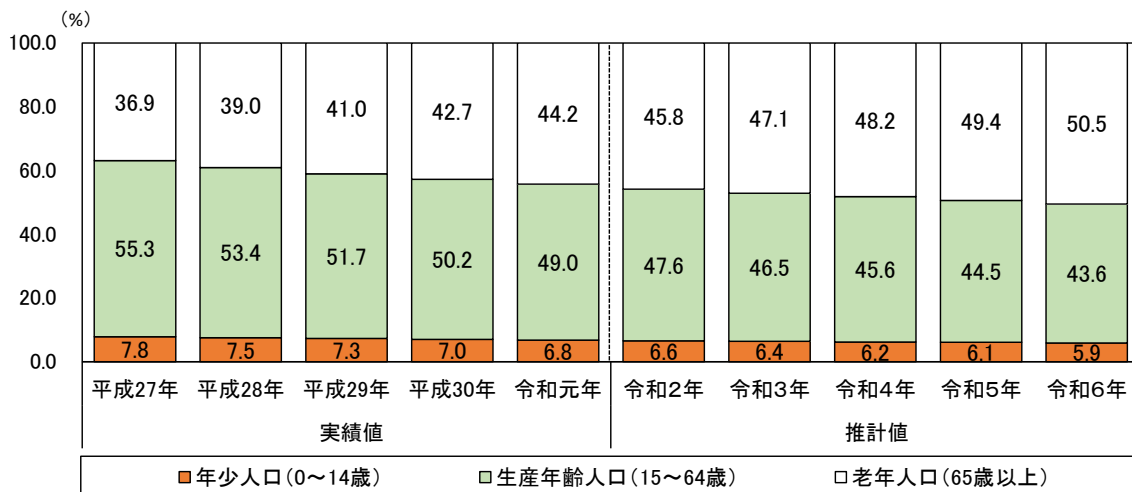
また、年齢3区分別でみると、年少人口（0～14 歳）と生産年齢人口（15～64 歳）は減少傾向にあり、今後も減少していくとされています。一方で、老年人口（65 歳以上）は令和3年までは増加傾向にあり、その後減少に転じるものの、令和6年には総人口の半数が老年人口になると推計されています。

【年齢3区分別の人口の推移と推計（豊能町）】



資料：子ども育成課（実績値は各年4月1日現在）

【年齢3区分別の人口の推移と推計（豊能町）】



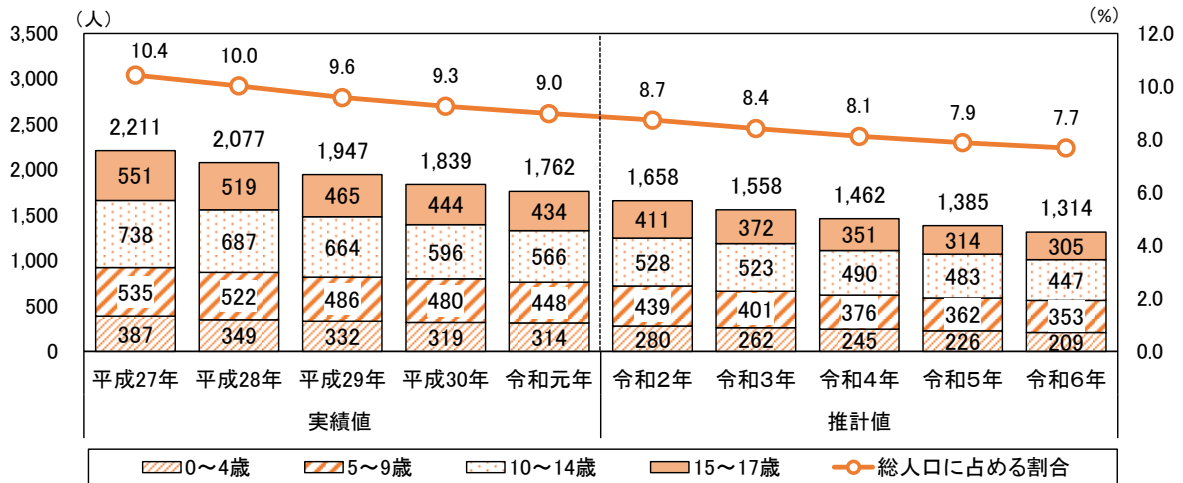
資料：子ども育成課（実績値は各年4月1日現在）

(2) 子どもの人口の推移と推計

本町の子ども（18歳未満）の人口は年々減少し、令和元年で1,762人となっており、本計画の最終計画年に当たる令和6年には1,314人と450人程度減少すると推計されています。

また、総人口に占める子どもの人口の割合も、子どもの人口の減少に伴って減少傾向にあり、令和元年に9.0%が、令和6年には7.7%まで減少すると推計されています。

【子ども（18歳未満）の人口の推移と推計（豊能町）】

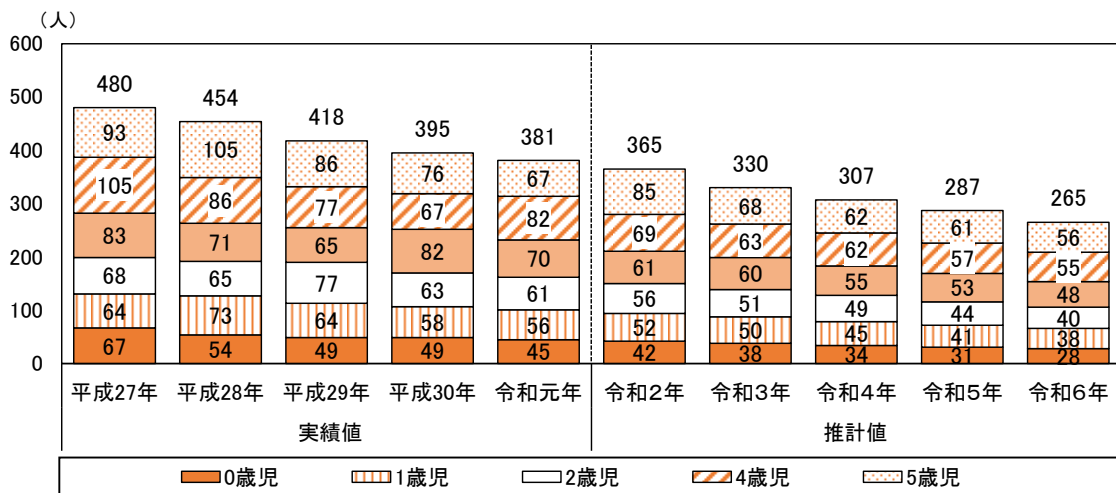


資料：子ども育成課（実績値は各年4月1日現在）

(3) 就学前児童数の推移と推計

本町の就学前児童数は年々減少し、平成27年度で480人が、令和元年で381人と、100人程度減少しています。また、今後も減少がつづき、令和5年には287人となっており、300人を下回るものと推計されています。

【年齢別の就学前児童の推移と推計（豊能町）】



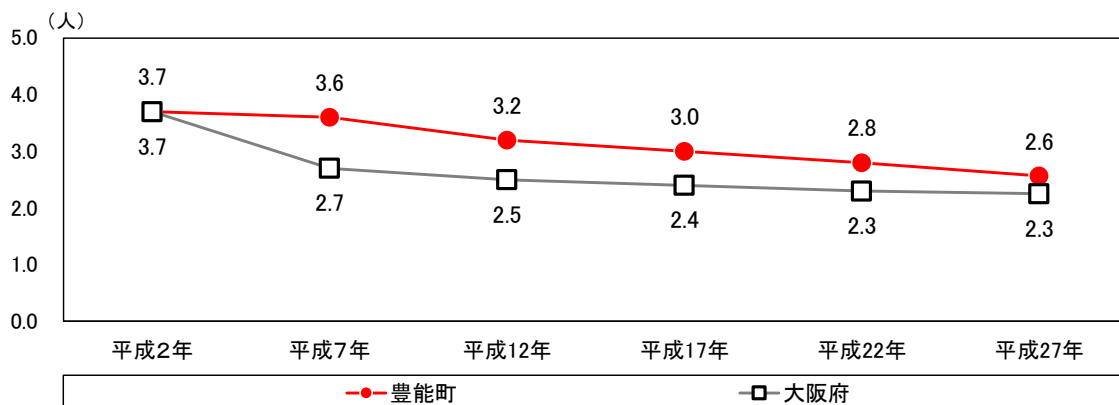
資料：子ども育成課（実績値は各年4月1日現在）

2) 世帯の動向

(1) 1世帯あたり人員の推移

本町の1世帯あたり人員は、大阪府に比べて高い水準で推移していますが、年々減少にあり、平成27年には2.6人と世帯規模の縮小、核家族化が進んでいることがわかります。

【1世帯あたり人員の推移（豊能町、大阪府）】



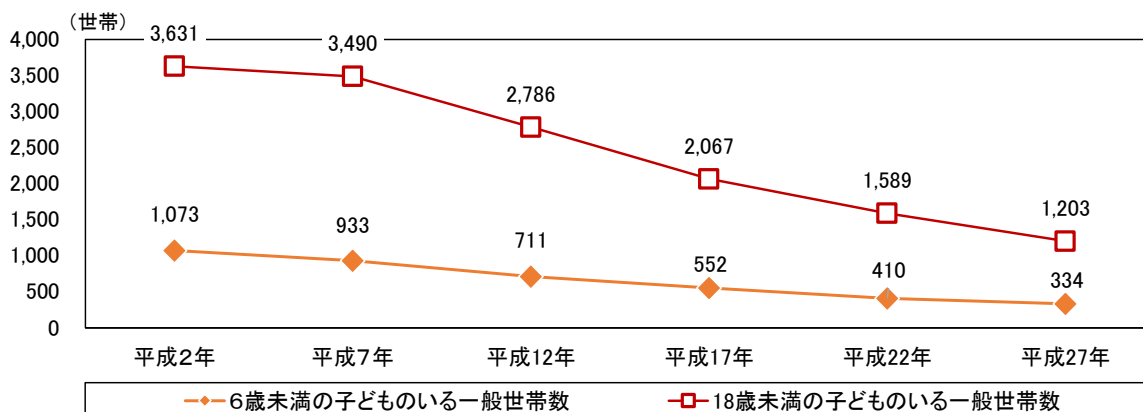
資料：国勢調査（各年10月1日）

(2) 子どものいる一般世帯数の推移

本町の6歳未満、18歳未満の子どものいる一般世帯数はともに減少しています。

平成2年から平成27年にかけて、6歳未満の子どものいる一般世帯数は740世帯程度、18歳未満の子どものいる一般世帯数は2,400世帯程度の減少がみられます。

【子どものいる一般世帯数の推移（豊能町）】



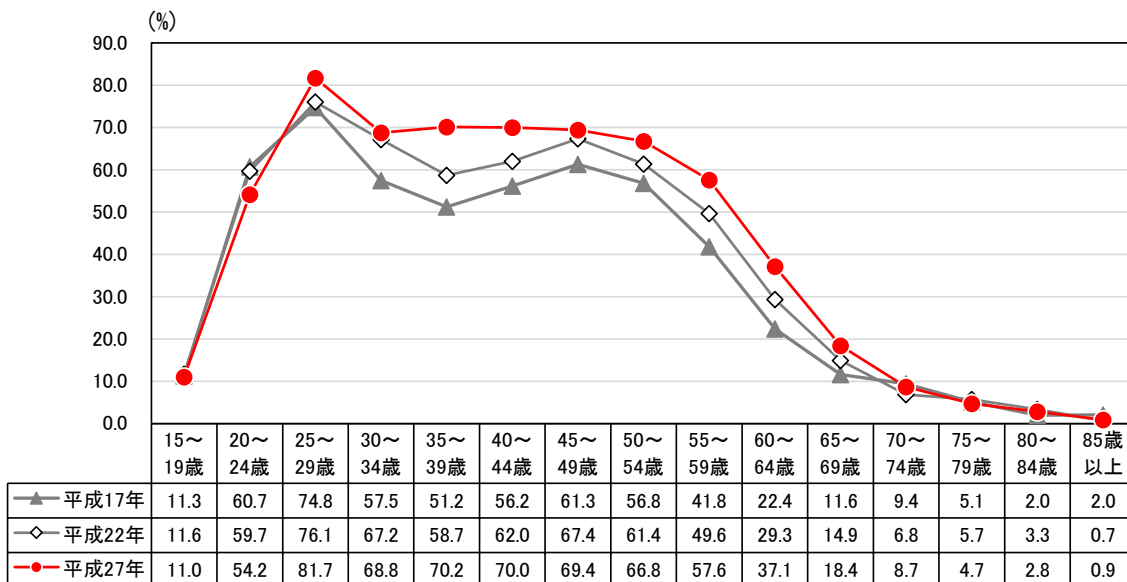
資料：国勢調査（各年10月1日）

3) 働く女性の動向

(1) 女性の年齢階級別就業率の推移など

本町の女性の年齢階級別就業率の推移をみると、平成 17 年から平成 27 年の 10 年間で、30 歳代から 60 歳代で就業率が増加しており、特に、30 歳代後半では 20 ポイント程度増加しています。

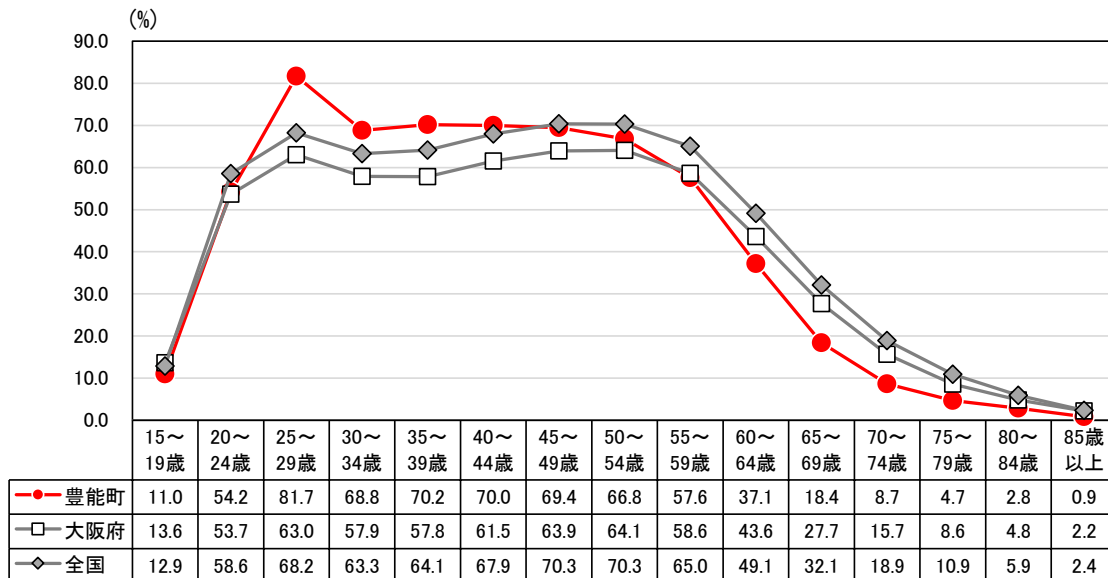
【女性の年齢階層別就業率の推移（豊能町）】



資料：国勢調査（各年 10 月 1 日）

平成 27 年の女性の年齢階級別就業率について、20 歳代後半から 40 歳代前半では、大阪府と全国と比べて高くなっており、60 歳以降では低くなっています。特に、大阪府との差をみると、20 歳代後半で 20 ポイント程度、30 歳代前半から 40 歳代前半で 10 ポイント程度となっています。

【平成 27 年の女性の年齢階層別就業率の比較（豊能町、大阪府、全国）】

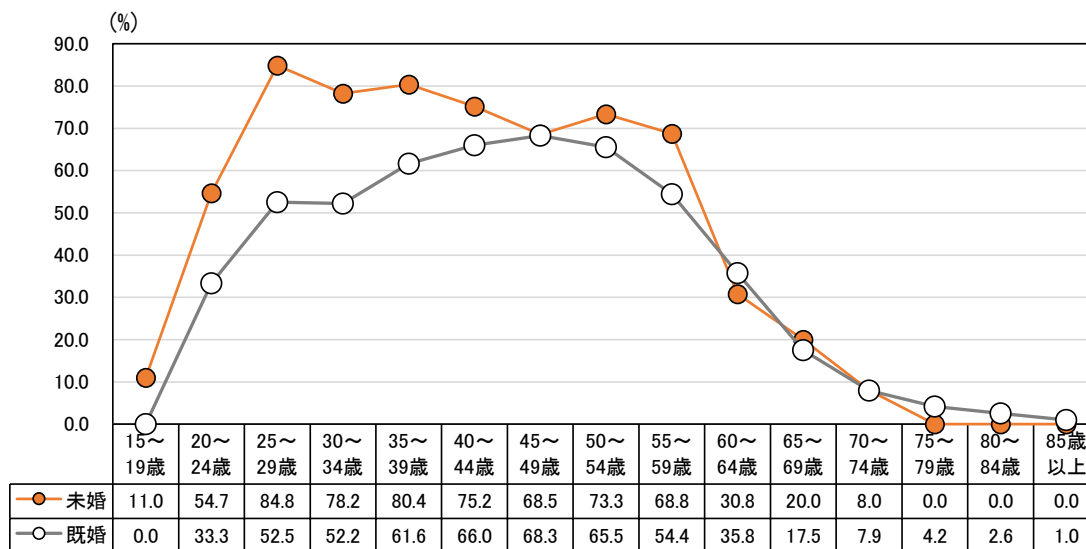


資料：国勢調査（各年 10 月 1 日）

(2) 女性の未婚・既婚別就業率の動向

本町の女性の未婚・既婚別就業率をみると、60歳未満では未婚女性に比べて既婚女性の就業率が低くなっており、特に、20歳代前半から30歳代後半では20～30ポイント程度の差がみられます。

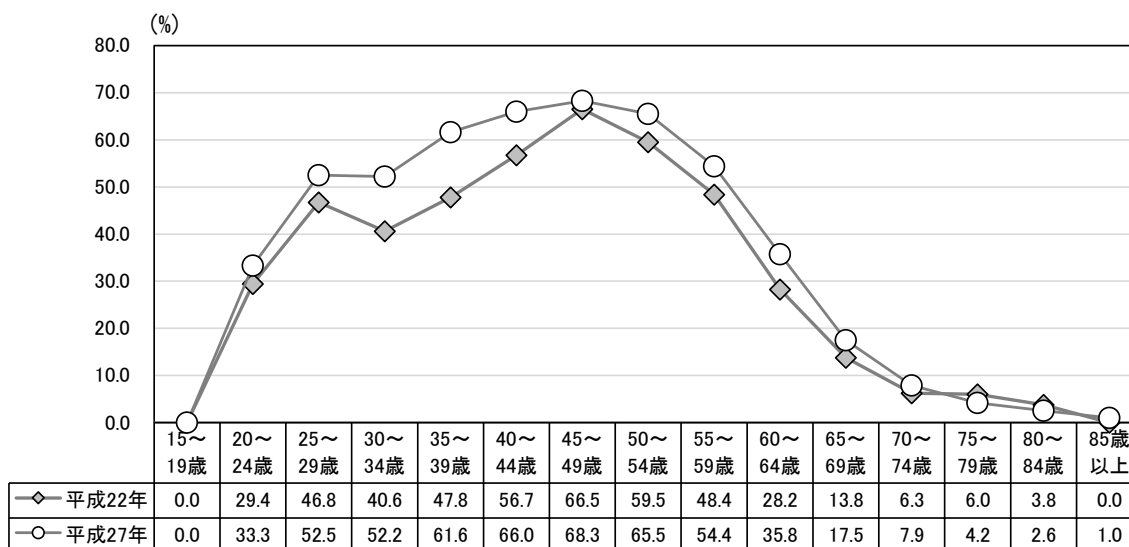
【女性の未婚・既婚別就業率の推移（豊能町）】



資料：国勢調査（各年10月1日）

既婚女性の就業率の推移をみると、概ね全ての年齢階層で就業率が増加しており、特に、30歳代前半から40歳代前半では10ポイント程度増加しています。

【既婚女性の就業率の推移（豊能町）】



資料：国勢調査（各年10月1日）

2. 教育・保育施設の現状

1) 保育所・認定こども園（2号認定（保育）・3号認定）の児童数の推移

本町の保育所・認定こども園（2号認定（保育）・3号認定）の児童数は減少傾向にあり、令和元年度で130人となっています。

【保育所・認定こども園（2号認定（保育）・3号認定）の児童数の推移】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
0歳児	1	3	0	6	3
1歳児	17	22	14	20	25
2歳児	31	19	25	22	21
3歳児	35	30	20	30	27
4歳児	42	29	33	24	33
5歳児	37	38	29	32	21
合計	163	141	121	134	130

資料：子ども育成課（各年4月1日現在）

2) 幼稚園・認定こども園（1号認定・2号認定（教育））の児童数の推移

本町の幼稚園・認定こども園（1号認定・2号認定（教育））の児童数は減少傾向にあり、令和元年度で113人となっています。

【幼稚園・認定こども園（1号認定・2号認定（教育））の児童数の推移】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
3歳児	40	31	36	46	34
4歳児	56	40	34	33	44
5歳児	42	58	43	37	35
合計	138	129	113	116	113

資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

3) 小学校の児童数の推移

本町の小学校の児童数は減少傾向にあり、令和元年度で516人となっています。

【小学校の児童数の推移】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
小学1年生	100	77	97	81	75
小学2年生	80	96	77	99	86
小学3年生	112	81	95	80	95
小学4年生	109	113	82	95	81
小学5年生	115	109	113	83	97
小学6年生	127	114	109	114	82
合計	643	590	573	552	516

資料：子ども育成課（各年4月1日現在）

3. 子育てに関するアンケート調査からみる子ども・子育て世帯の状況

1) 調査の概要

(1) 調査の目的

第2期子ども子育て支援事業計画の策定にあたって、子育て中の保護者の現状や意見・ニーズを把握するために調査を実施しました。

(2) 調査の対象、調査方法・期間、回収状況

	就学前児童	小学生
対象	豊能町在住の0～6歳まで(就学前児童)の保護者と平成31年4月～令和2年3月に出産予定の妊婦	豊能町在住の6～12歳まで(小学生)の保護者
調査方法	園、学校にて配布回収および郵送による配布回収	
調査期間	平成31年3月8日(金)～3月22日(金)	
配布数	343部	463部
有効回収数	216部	305部
有効回収率	63.0%	65.9%

(3) 調査データの表示

- グラフに付加されている「n」は質問に対する回答者数です。
- 結果数値(%)は少数点第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100%にならないことがあります。
- 複数回答の場合、回答者数に対する割合を表示しているため、構成比の合計が100%を超えます。
- 前回調査とは、豊能町子ども・子育て支援事業計画の策定に向けて、町在住の0～11歳までの子どもの保護者を対象に平成26年2月に実施した調査で、本調査と同様に、就学前児童と小学生の2種類の調査を実施しました。なお、今回調査と前回調査の回答者(宛名の子ども)の年齢構成は以下の通りです。

【就学前児童調査の年齢構成】

	今回調査 (n=216)	前回調査 (n=308)
0歳	6.5	3.2
1歳	6.5	5.2
2歳	10.2	7.8
3歳	11.1	13.3
4歳	23.1	19.8
5歳	19.9	26.0
6歳	21.3	21.6
不明・無回答	1.4	2.9

【小学生調査の年齢構成】

	今回調査 (n=305)	前回調査 (n=495)
1年生	19.3	12.1
2年生	21.6	11.1
3年生	15.7	14.3
4年生	14.4	21.4
5年生	11.1	26.5
6年生	14.1	11.1
不明無回答	3.6	3.4

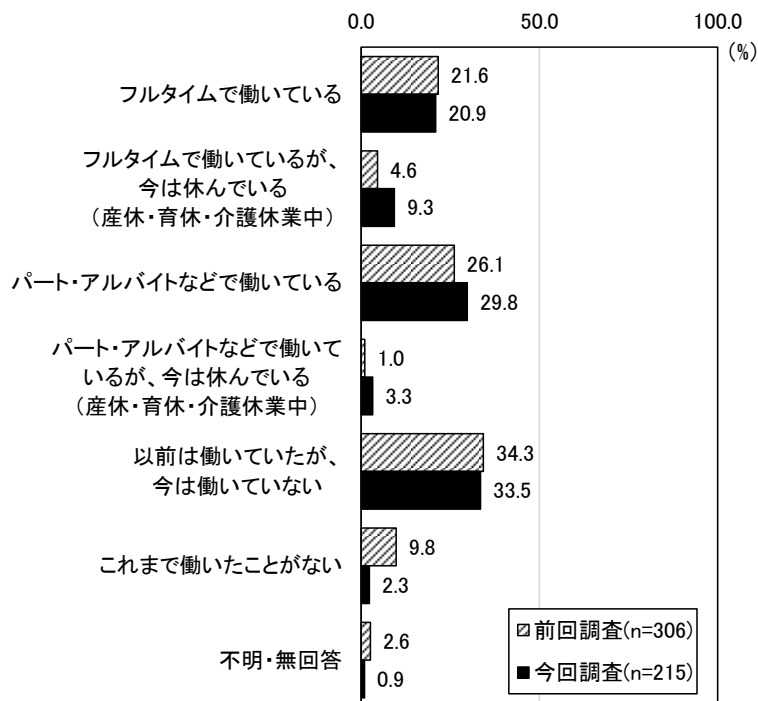
2) 調査の結果（抜粋）

（1）子どもと保護者・家庭の状況

①母親の就労状況（就学前児童）

- 「以前は働いていたが、今は働いていない」が33.5%で最も多く、「パート・アルバイトなどで働いている」(29.8%)、「フルタイムで働いている」(20.9%)が並びます。
- 仕事をもっている母親（産休・育休・介護休業中を含む）は63.3%となっています。
- 前回調査と比較すると、「パート・アルバイトなどで働いている」が4ポイント程度増加しています。また、仕事をもっている母親は、前回調査（53.3%）から10ポイント増加しています。

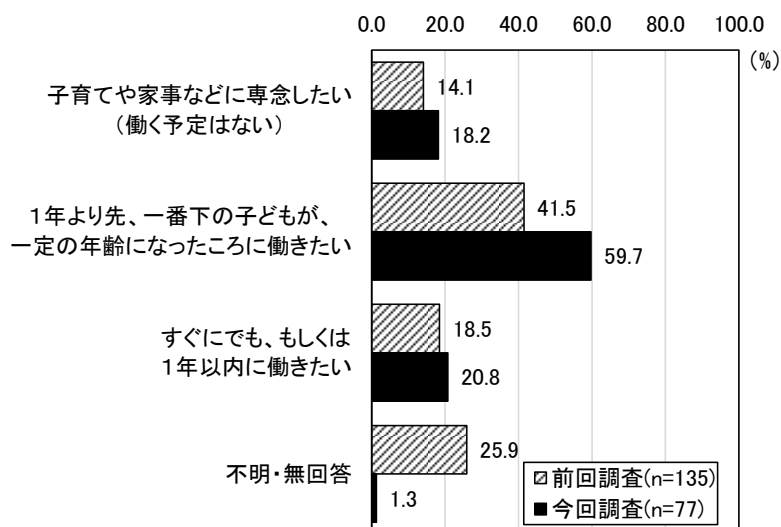
【就学前児童調査（前回調査との比較）】



②現在就労していない母親の就労希望（就学前児童）

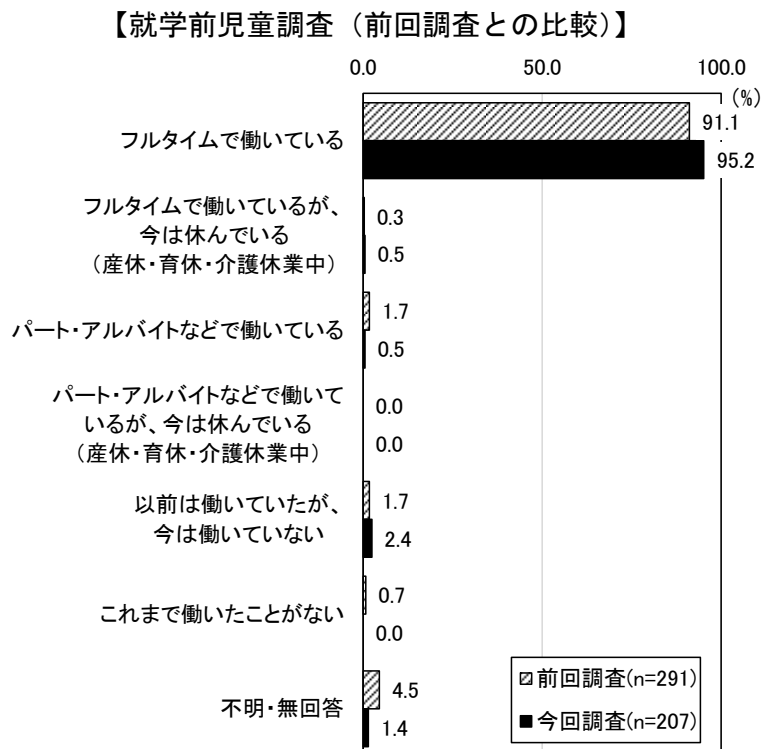
- 「1年より先、一番下の子どもが、一定の年齢になったところに働きたい」が59.7%で最も多く、「すぐにでも、もしくは1年以内に働きたい」(20.8%)、「子育てや家事などに専念したい（働く予定はない）」(18.2%)が並びます。
- 前回調査と比較すると、「1年より先、一番下の子どもが、一定の年齢になったところに働きたい」が20ポイント程度増加しています。

【就学前児童調査（前回調査との比較）】



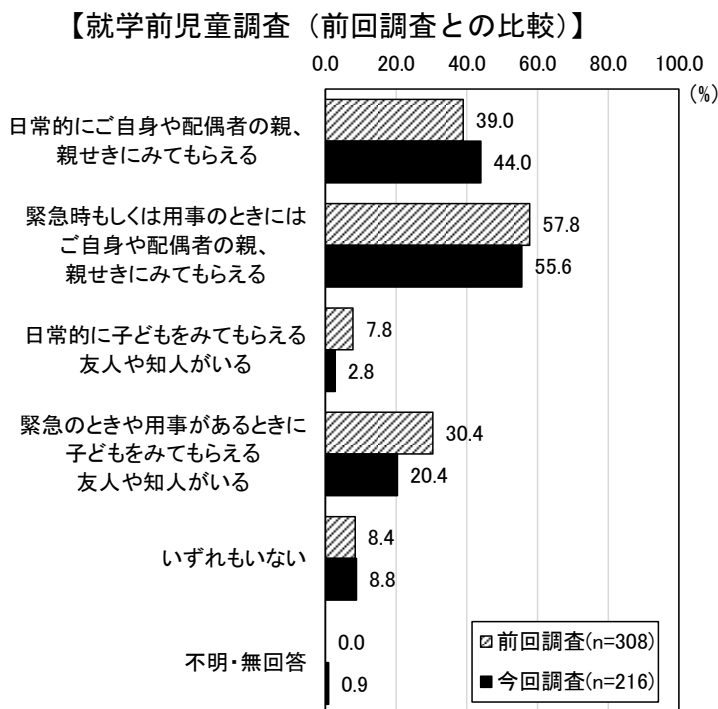
③父親の就労状況（就学前児童）

- 「フルタイムで働いている」が95.2%で最も多くなっています。
- 前回調査と大きな差異はありません。



④子どもをみてもらえる親族・知人（就学前児童）

- 「緊急時もしくは用事のあるときにはご自身や配偶者の親、親せきにみてもらえる」が55.6%で最も多く、「日常のご自身や配偶者の親、親せきにみてもらえる」(44.0%)、「緊急のときや用事があるときに子どもをみてもらえる友人や知人がいる」(20.4%)がつづきます。
- 前回調査と比較すると、「日常のご自身や配偶者の親、親せきにみてもらえる」が5ポイント増加していますが、「緊急のときや用事があるときに子どもをみてもらえる友人や知人がいる」は10ポイント減少しています。

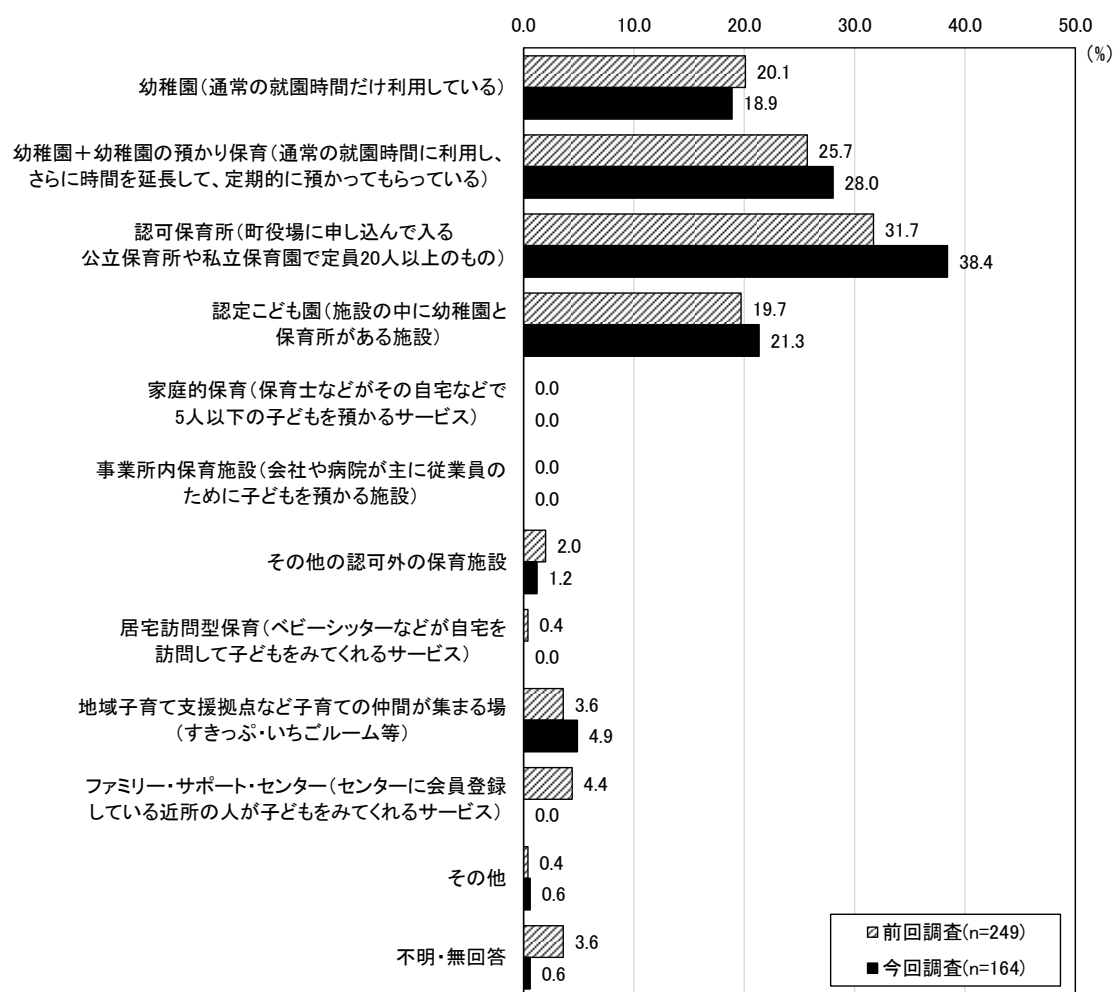


(2) 平日の定期的な教育・保育事業、子育て支援サービスの利用状況・利用意向

①平日の定期的な教育・保育事業、子育て支援サービスの利用状況（就学前児童）

- 平日に定期的に教育・保育事業、子育て支援サービスを利用している保護者の事業・サービス内容をみると、「認可保育所（町役場に申し込んで入る公立保育所や私立保育園で定員 20 人以上のもの）」が 38.4%で最も多く、「幼稚園＋幼稚園の預かり保育（通常の就園時間に利用し、さらに時間を延長して、定期的に預かってもらっている）」（28.0%）、「認定こども園（施設の中に幼稚園と保育所がある施設）」（21.3%）がつづきます。
- 前回調査と比較すると、「認可保育所」が7ポイント程度、「幼稚園＋幼稚園の預かり保育」と「認定こども園」も数ポイント増加しています。

【就学前児童調査（前回調査との比較）】



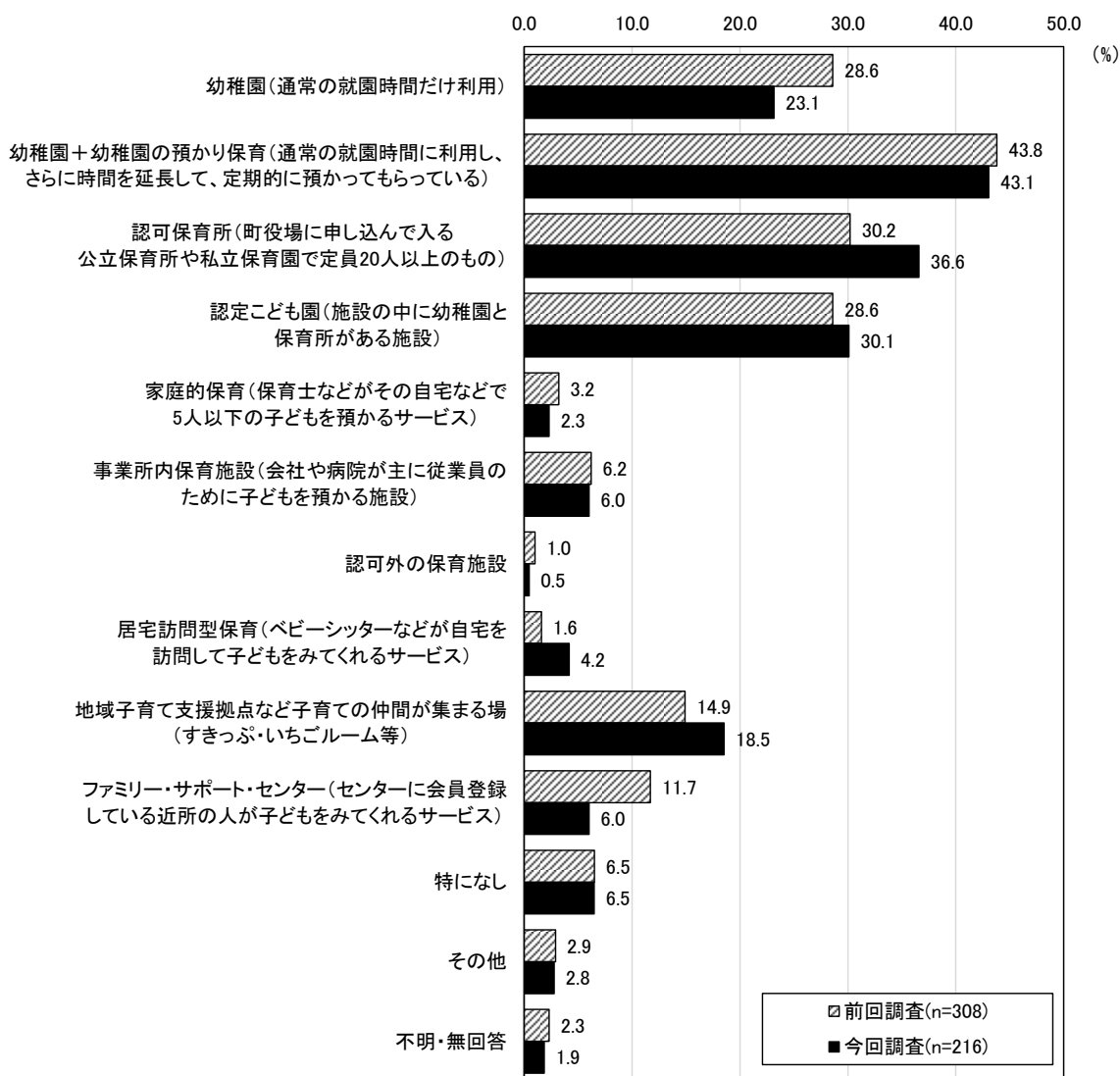
②平日の定期的な教育・保育事業、子育て支援サービスの利用意向（就学前児童）

■「幼稚園＋幼稚園の預かり保育（通常の就園時間に利用し、さらに時間を延長して、定期的に預かってもらっている）」が43.1%で最も多く、「認可保育所（町役場に申し込んで入る公立保育所や私立保育園で定員20人以上のもの）」（36.6%）、「認定こども園（施設の中に幼稚園と保育所がある施設）」（30.1%）が続きます。

■前回調査と比較すると、「認可保育所」が6ポイント程度、「認定こども園」も数ポイント増加しています。一方で、「幼稚園（通常の就園時間だけ利用）」は6ポイント程度減少しています。

また、「地域子育て支援拠点など子育ての仲間が集まる場（すきっぷ・いちごルーム等）」（18.5%）は前回調査（14.9%）から増加していますが、「ファミリー・サポート・センター（センターに会員登録している近所の人が子どもをみてるサービス）」（6.0%）は前回調査（11.7%）から半分程度に減少しています。

【就学前児童調査（前回調査との比較）】



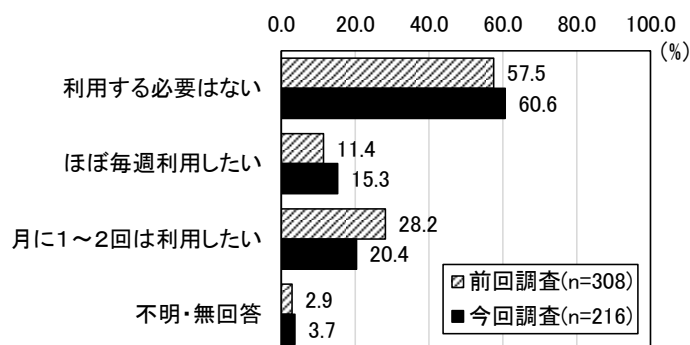
(3) 土曜日、日曜日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用意向

①土曜日の定期的な教育・保育事業の利用意向（就学前児童）

■「利用する必要はない」が60.6%で最も多く、「月に1～2回は利用したい」(20.4%)、「ほぼ毎週利用したい」(15.3%)がつづきます。また、利用したい人(「ほぼ毎週利用したい」+「月に1～2回は利用したい」)は35.7%となっています。

■ 前回調査と比較すると、「利用する必要はない」と「ほぼ毎週利用したい」が数ポイント増加し、「月に1～2回は利用したい」は8ポイント程度減少しています。

【就学前児童調査（前回調査との比較）】

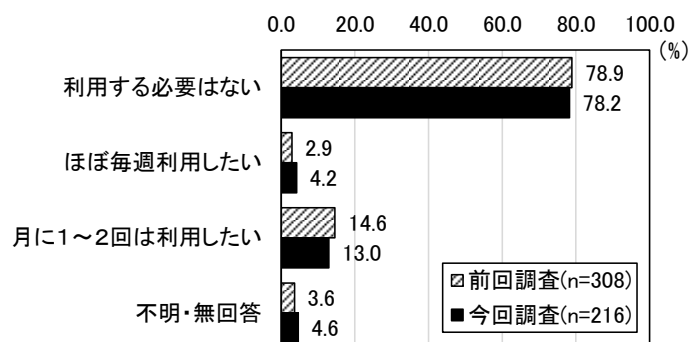


②日曜日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用意向（就学前児童）

■「利用する必要はない」が78.2%で最も多く、「月に1～2回は利用したい」(13.0%)、「ほぼ毎週利用したい」(4.2%)がつづきます。また、利用したい人(「ほぼ毎週利用したい」+「月に1～2回は利用したい」)は17.2%となっています。

■ 前回調査と大きな差異はありません。

【就学前児童調査（前回調査との比較）】

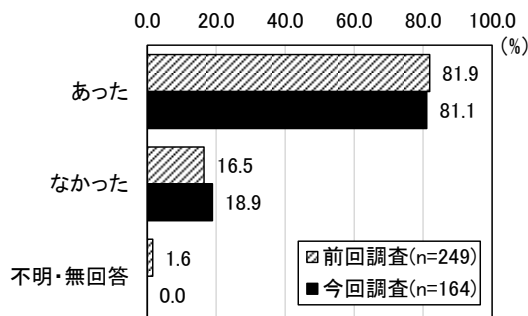


(4) 一時預かり等の短時間サービスについて

①病気やケガで定期的な教育・保育事業が利用できなかったことの有無と対応策（就学前児童）

【就学前児童調査（前回調査との比較）】

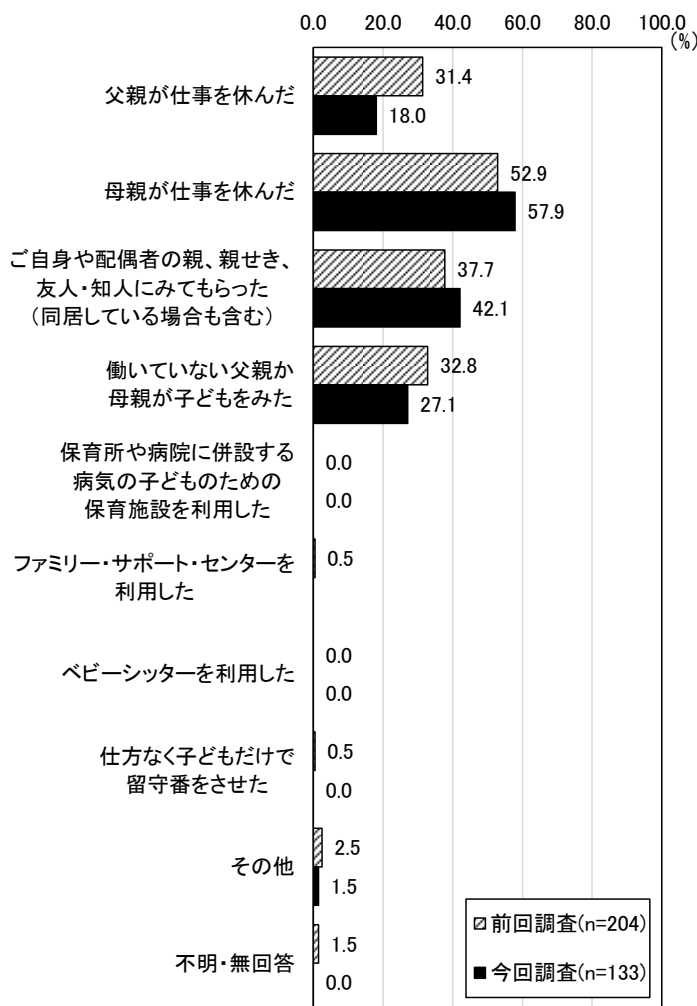
- この1年間に、お子さんが病気やケガで定期的な教育・保育事業が、利用できなかったことの有無をみると、「あった」は81.1%、「なかった」は18.9%となっています。
- 前回調査と大きな差異はありません。



- この1年間に、お子さんが病気やケガで定期的な教育・保育事業が利用できなかったことがあった人について、対応策をみると、「母親が仕事を休んだ」が57.9%で最も多く、「ご自身や配偶者の親、親せき、友人・知人にみてもらった（同居している場合も含む）」（42.1%）、「働いていない父親か母親が子どもをみた」（27.1%）がつづきます。

- 前回調査と比較すると、「母親が仕事を休んだ」が5ポイント、「ご自身や配偶者の親、親せき、友人・知人にみてもらった（同居している場合も含む）」も数ポイント増加しています。一方で、「父親が仕事を休んだ」（18.0%）は前回調査（31.4%）から10ポイント以上、「働いていない父親か母親が子どもをみた」も6ポイント程度減少しています。

【就学前児童調査（前回調査との比較）】

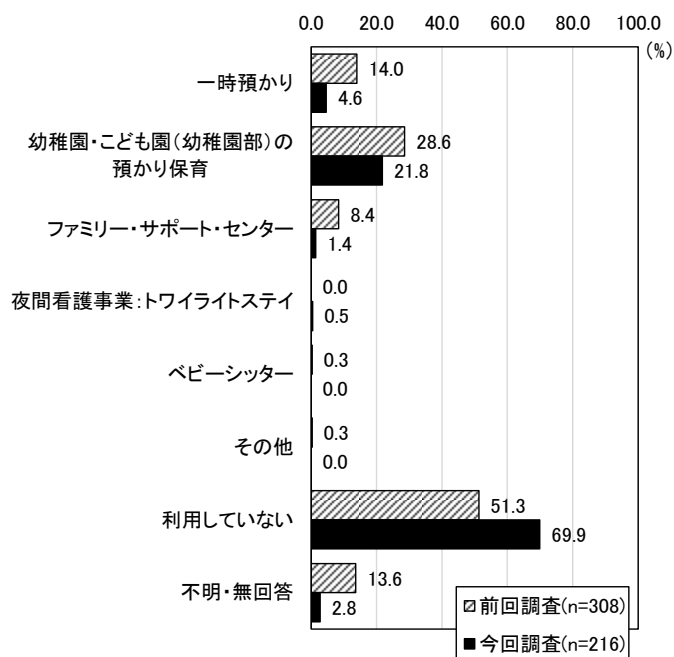


②不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かりなどの利用状況（就学前児童）

■「利用していない」が 69.9%で最も多く、「幼稚園・こども園（幼稚園部）の預かり保育」（21.8%）、「一時預かり」（4.6%）がつづきます。

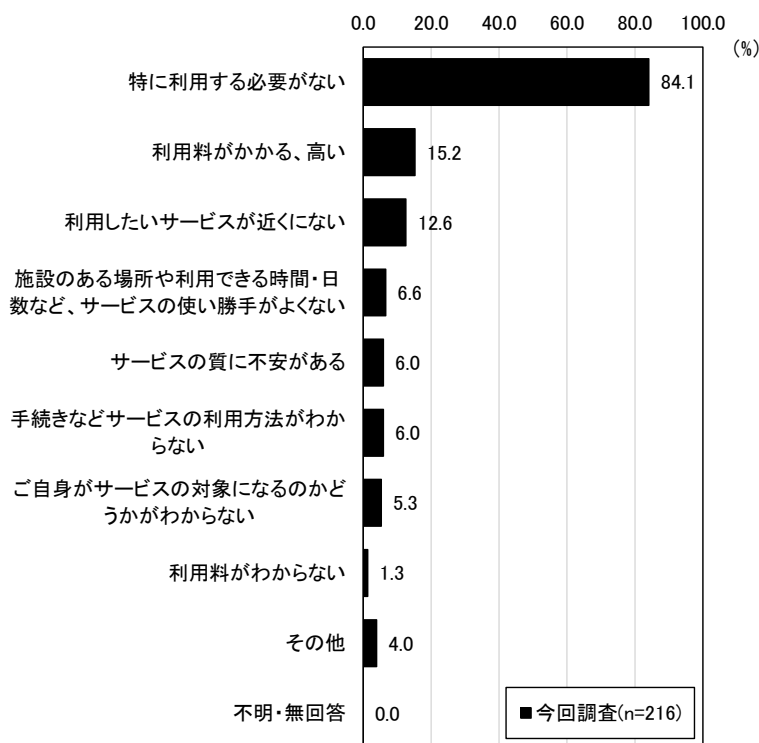
■前回調査と比較すると、「利用していない」が 20 ポイント程度増加しています。また、「一時預かり」は 10 ポイント程度、「幼稚園・こども園（幼稚園部）の預かり保育」も 7 ポイント程度減少していることから、不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かりなどの利用が減少していることがわかります。

【就学前児童調査（前回調査との比較）】



■なお、不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かりなどを利用していない保護者について、その理由をみると、「特に利用する必要がない」が 84.1%で最も多く、「利用料がかかる、高い」（15.2%）、「利用したいサービスが近くにない」（12.6%）がつづきます。

【就学前児童調査】

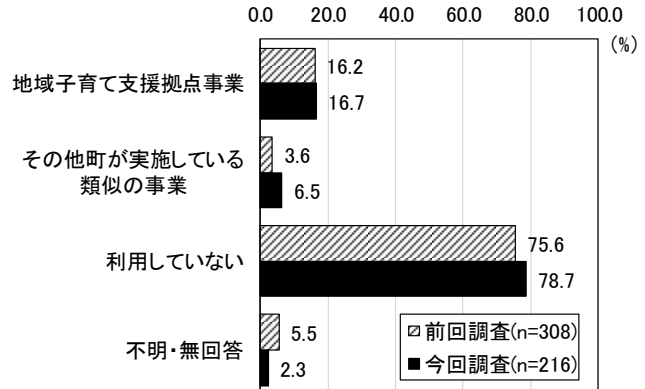


(5) 地域の子育て支援サービスの利用状況・利用意向

①地域子育て支援拠点事業の利用状況（就学前児童）

- 「利用していない」が 78.7%で最も多く、「地域子育て支援拠点事業」（16.7%）、「その他町が実施している類似の事業」（6.5%）となっています。
- 前回調査と大きな差異はありません。

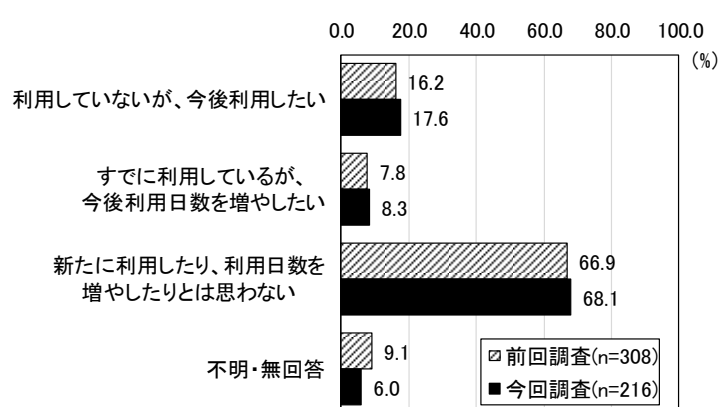
【就学前児童調査（前回調査との比較）】



②地域子育て支援拠点事業の利用意向（就学前児童）

- 「新たに利用したり、利用日数を増やしたりとは思わない」が 68.1%で最も多く、「利用していないが、今後利用したい」（17.6%）、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」（8.3%）がつつきます。
- 前回調査と大きな差異はありません。

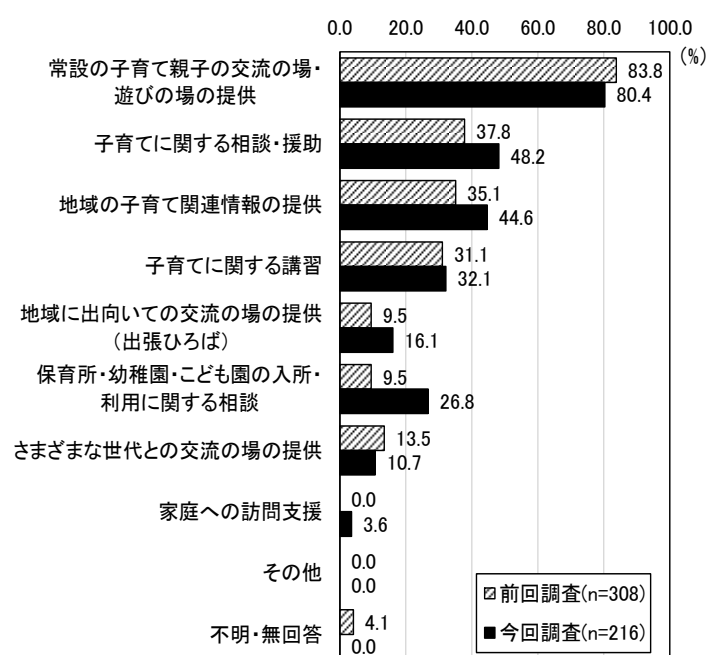
【就学前児童調査（前回調査との比較）】



③地域子育て支援拠点事業で利用したいサービス（就学前児童）

- 「常設の子育て親子の交流の場・遊びの場の提供」が 80.4%で最も多く、「子育てに関する相談・援助」（48.2%）、「地域の子育て関連情報の提供」（44.6%）がつつきます。
- 前回調査と比較すると、「子育てに関する相談・援助」や「地域の子育て関連情報の提供」「保育所・幼稚園・こども園の入所・利用に関する相談」といった相談・情報提供に関するサービスの増加が目立ちます。

【就学前児童調査（前回調査との比較）】

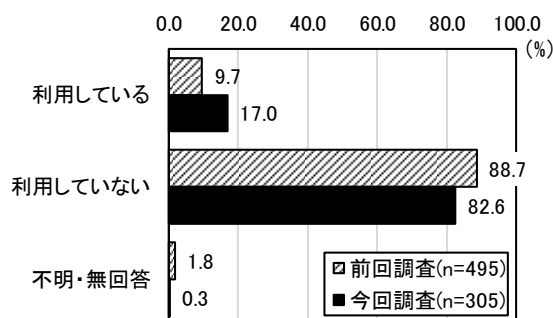


(6) 放課後の過ごし方について

①放課後児童クラブ（留守家庭児童育成室）の利用状況（小学生）

- 「利用している」が17.0%、「利用していない」が82.6%となっています。
- 前回調査と比較すると、「利用している」が7ポイント程度増加、「利用していない」が6ポイント程度減少しています。

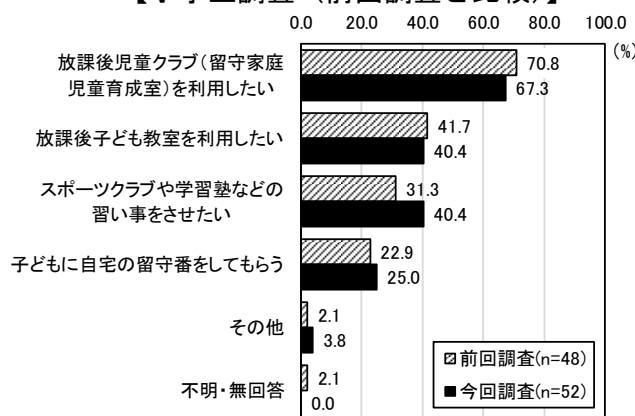
【小学生調査（前回調査と比較）】



②現在、放課後児童クラブを利用している人の高学年での放課後の過ごし方（小学生）

- 放課後児童クラブ（留守家庭児童育成室）を利用している人について、高学年での放課後の過ごし方をみると、「放課後児童クラブ（留守家庭児童育成室）を利用したい」が67.3%で最も多く、「放課後子ども教室を利用したい」と「スポーツクラブや学習塾などの習い事をさせたい」がともに40.4%でつづいています。
- 前回調査と比較すると、「スポーツクラブや学習塾などの習い事をさせたい」が10ポイント程度増加しています。

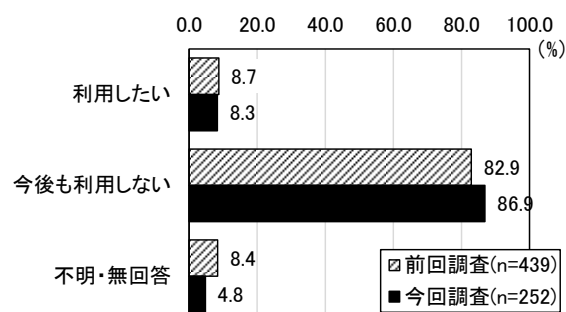
【小学生調査（前回調査と比較）】



③放課後児童クラブ（留守家庭児童育成室）の利用意向（小学生）

- 放課後児童クラブ（留守家庭児童育成室）を利用していない人について、今後、父母とも働く予定があるなどの理由で、放課後児童クラブを利用したいかをみると、「利用したい」が8.3%、「今後も利用しない」が86.9%となっています。
- 前回調査と大きな差異はありません。

【小学生調査（前回調査と比較）】



④小学校就学後の放課後の過ごし方についての希望（就学前児童）

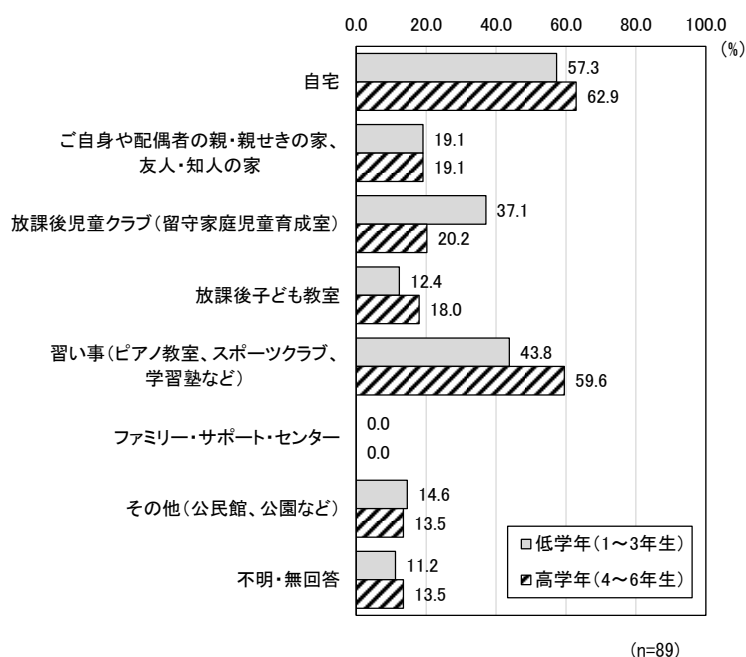
■低学年（１～３年生）では、「自宅」が57.3%で最も多く、「習い事（ピアノ教室、スポーツクラブ、学習塾など）」（43.8%）、「放課後児童クラブ（留守家庭児童育成室）」（37.1%）がつつきます。

■高学年（４～６年生）では、「自宅」が62.9%で最も多く、「習い事（ピアノ教室、スポーツクラブ、学習塾など）」（59.6%）、「放課後児童クラブ（留守家庭児童育成室）」（20.2%）がつつきます。

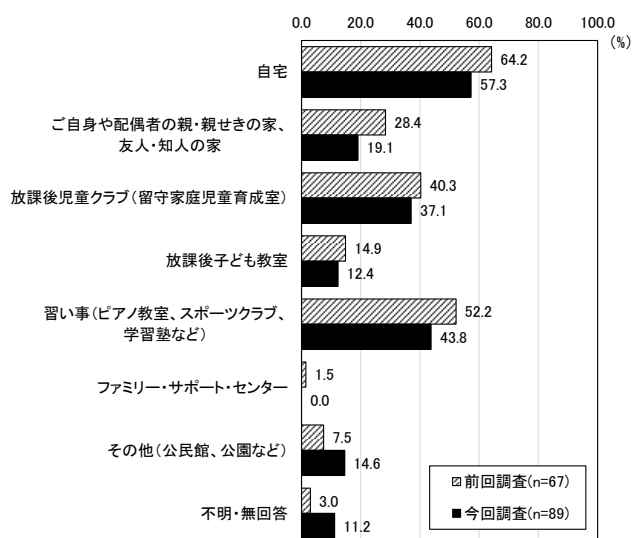
■低学年から高学年にかけて、「自宅」や「習い事（ピアノ教室、スポーツクラブ、学習塾など）」が増加し、「放課後児童クラブ（留守家庭児童育成室）」は減少しています。

■前回調査と比較すると、低学年と高学年ともに、「その他（公民館、公園など）」が割合は少ないものの２倍程度増加し、「ご自身や配偶者の親・親せきの家、友人・知人の家」が10～15ポイント程度減少しています。また、高学年では、「放課後児童クラブ」や「放課後子ども教室」の減少が目立ちます。

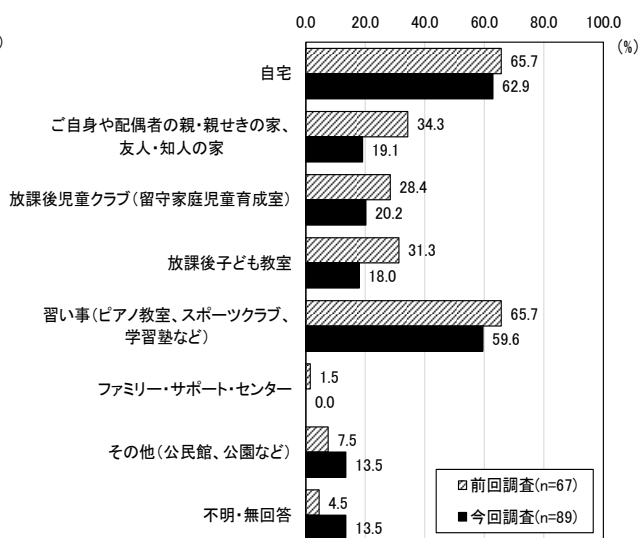
【就学前児童調査】



【就学前児童調査（低学年）（前回調査との比較）】



【就学前児童調査（高学年）（前回調査との比較）】

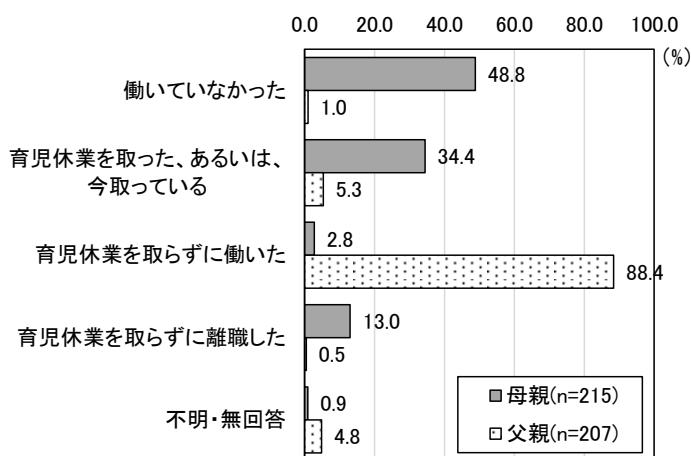


(7) 育児休業などについて

①育児休業の取得状況（就学前児童）

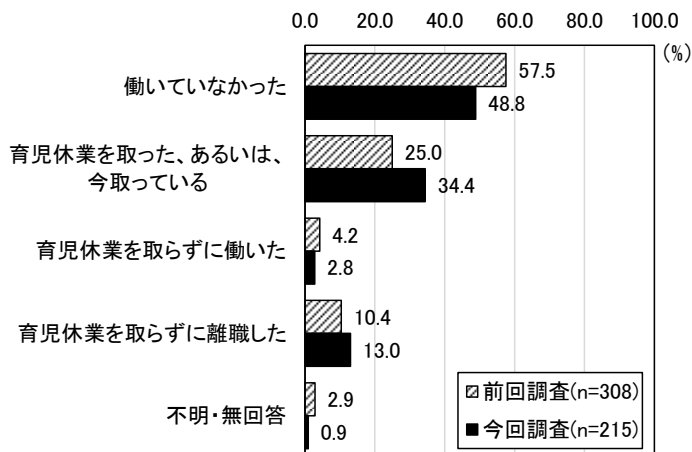
■ 育児休業を取得した人（「育児休業を取った、あるいは、今取っている」）について、母親では34.4%、父親では5.3%となっています。

【就学前児童調査】



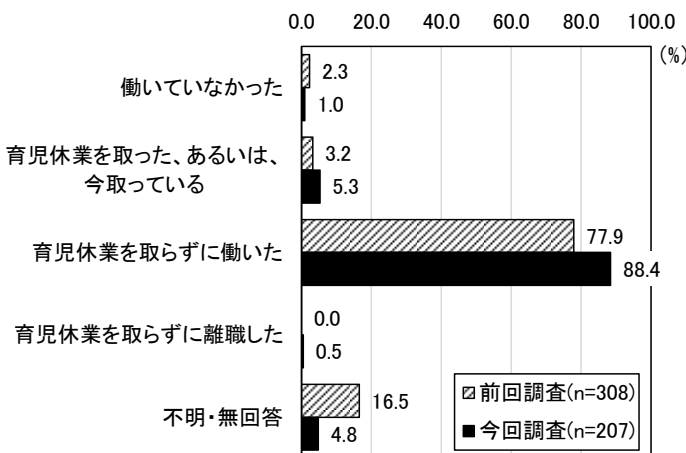
■ 母親について、前回調査と比較すると、育児休業を取得した人（「育児休業を取った、あるいは、今取っている」）は、前回調査（25.0%）から10ポイント程度増加しています。

【就学前児童調査（前回調査との比較）】



■ 父親について、前回調査と比較すると、育児休業を取得した人（「育児休業を取った、あるいは、今取っている」）は、前回調査（3.2%）から2.1ポイント増加しています。

【就学前児童調査（前回調査との比較）】



(8) 子育てに関して日常悩んでいること、気になること

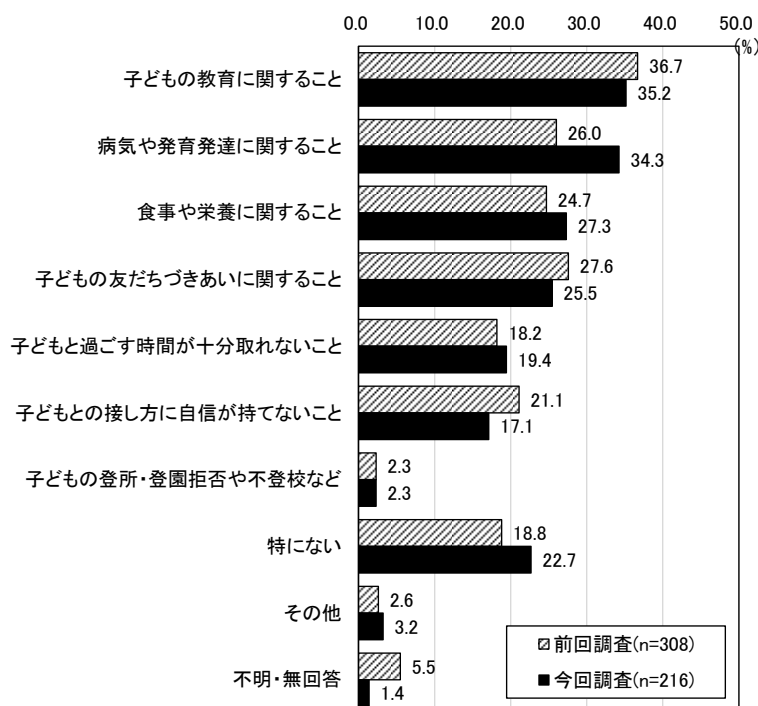
①子どもに関すること

ア：子どもに関する悩み事・不安（就学前児童）

■「子どもの教育に関すること」が35.2%で最も多く、「病気や発育発達に関すること」(34.3%)、「食事や栄養に関すること」(27.3%)が続きます。一方、「特にない」は22.7%となっています。

■前回調査と比較すると、「病気や発育発達に関すること」が10ポイント程度増加しています。

【就学前児童調査（前回調査との比較）】

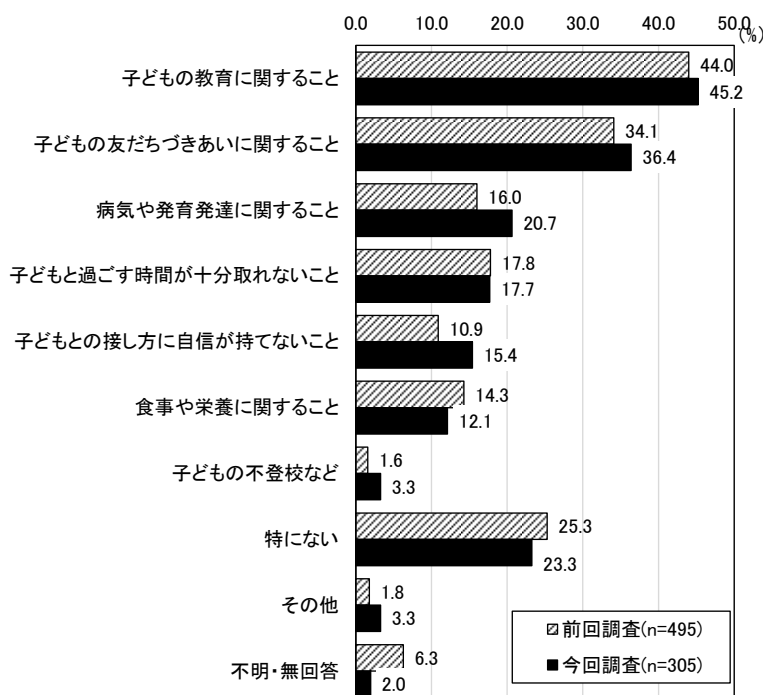


イ：子どもに関する悩み事・不安（小学生）

■「子どもの教育に関すること」が45.2%で最も多く、「子どもの友だちづきあいに関すること」(36.4%)、「病気や発育発達に関すること」(20.7%)が続きます。一方、「特にない」は23.3%となっています。

■前回調査と比較すると、「病気や発育発達に関すること」や「子どもとの接し方に自信が持てないこと」が数ポイント増加しています。

【小学生調査（前回調査との比較）】

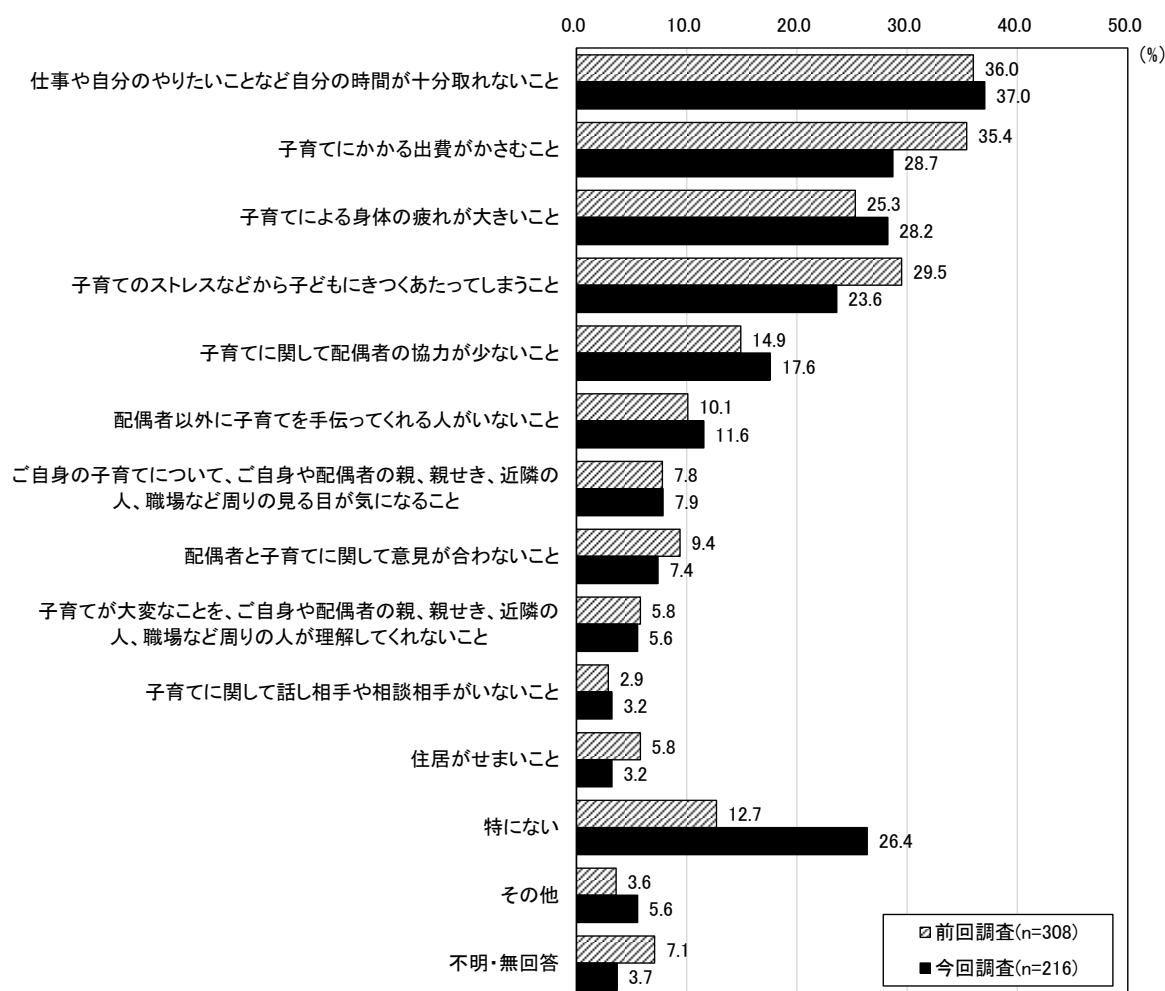


②ご自身に関すること

ア：ご自身に関する悩み事・不安（就学前児童）

- 「仕事や自分のやりたいことなど自分の時間が十分取れないこと」が 37.0%で最も多く、「子育てにかかる出費がかさむこと」（28.7%）、「子育てによる身体の疲れが大きいこと」（28.2%）が続きます。一方、「特にない」は 26.4%となっています。
- 前回調査と比較すると、上位の項目に大きな変化はありません。また、「特にない」が 10 ポイント程度、「子育てによる身体の疲れが大きいこと」や「子育てに関して配偶者の協力が少ないこと」も数ポイント増加しています。一方、「子育てにかかる出費がかさむこと」は 7 ポイント程度、「子育てのストレスなどから子どもにきつくあたってしまうこと」は 6 ポイント程度減少しています。

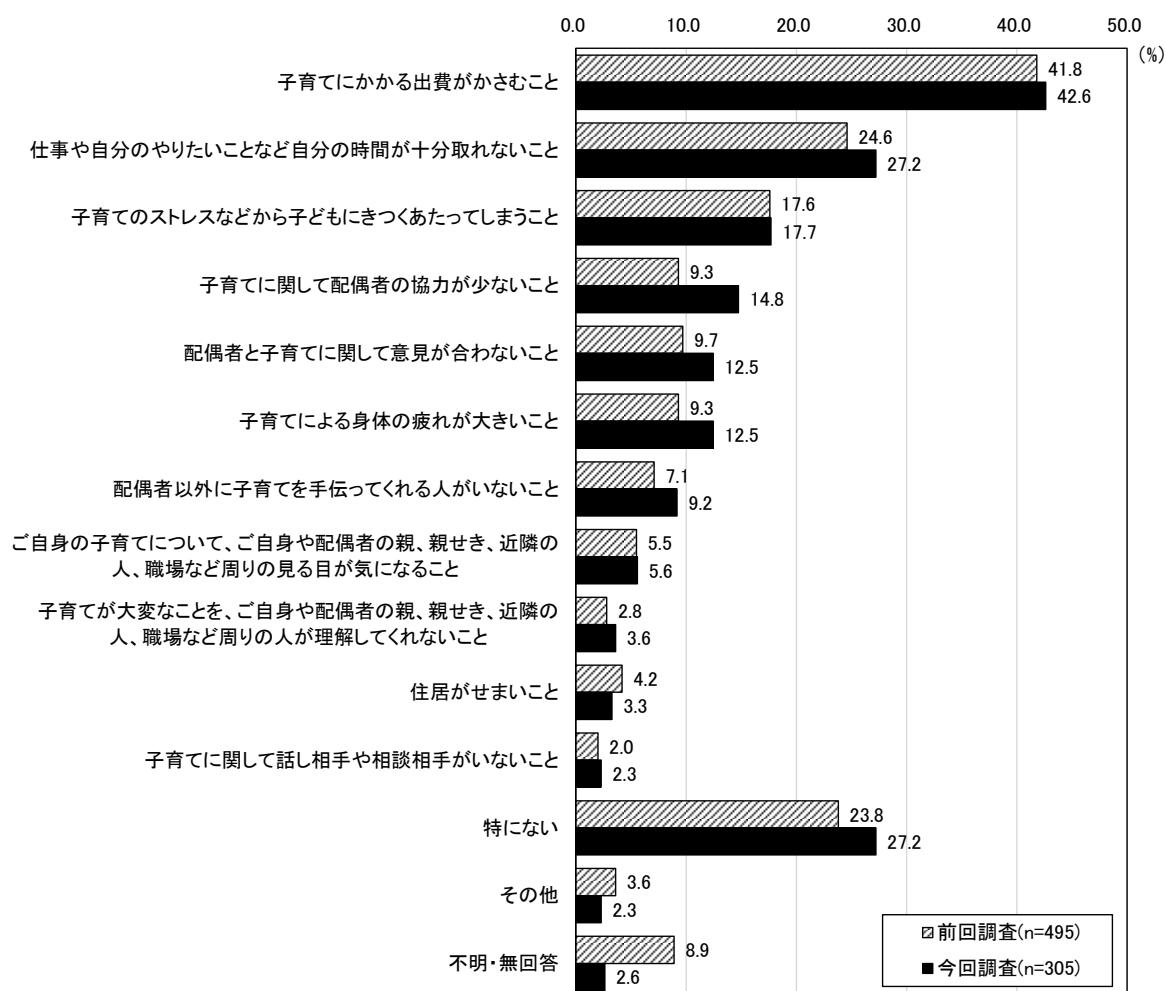
【就学前児童調査（前回調査との比較）】



イ：ご自身に関する悩み事・不安（小学生）

- 「子育てにかかる出費がかさむこと」が42.6%で最も多く、「仕事や自分のやりたいことなど自分の時間が十分取れないこと」（27.2%）、「子育てのストレスなどから子どもにきつくあたってしまうこと」（17.7%）がつづきます。一方、「特にない」は27.2%となっています。
- 前回調査と比較すると、上位の項目に大きな変化はありません。また、「子育てに関して配偶者の協力が少ないこと」も5ポイント程度、「配偶者と子育てに関して意見が合わないこと」や「子育てによる身体の疲れが大きいこと」なども数ポイント増加しています。

【小学生調査（前回調査との比較）】



(9) 子育てへの意識など

①子育ての意識と「つらさ」を解消するために必要な支援・対策（就学前児童）

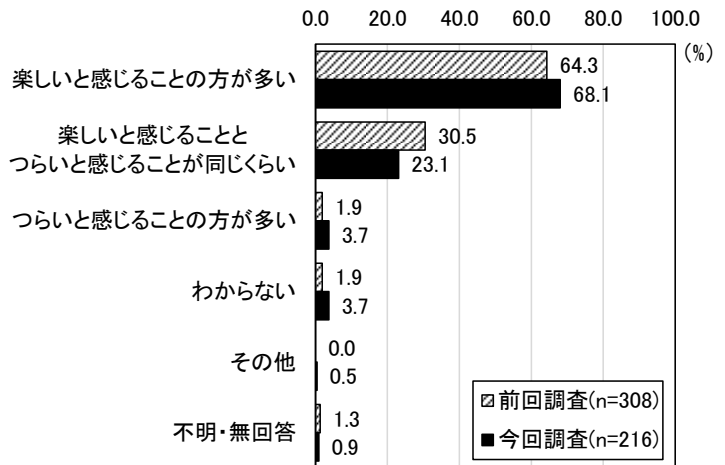
ア：子育てを楽しんでいるか

■「楽しいと感じることの方が多い」

が68.1%で最も多く、「楽しいと感じることとつらいと感じることが同じくらい」(23.1%)、「つらいと感じることの方が多い」(3.7%)がつづきます。

■前回調査と比較すると、「楽しいと感じることの方が多い」が数ポイント増加し、「楽しいと感じることとつらいと感じることが同じくらい」が7ポイント程度減少しています。

【就学前児童調査（前回調査との比較）】

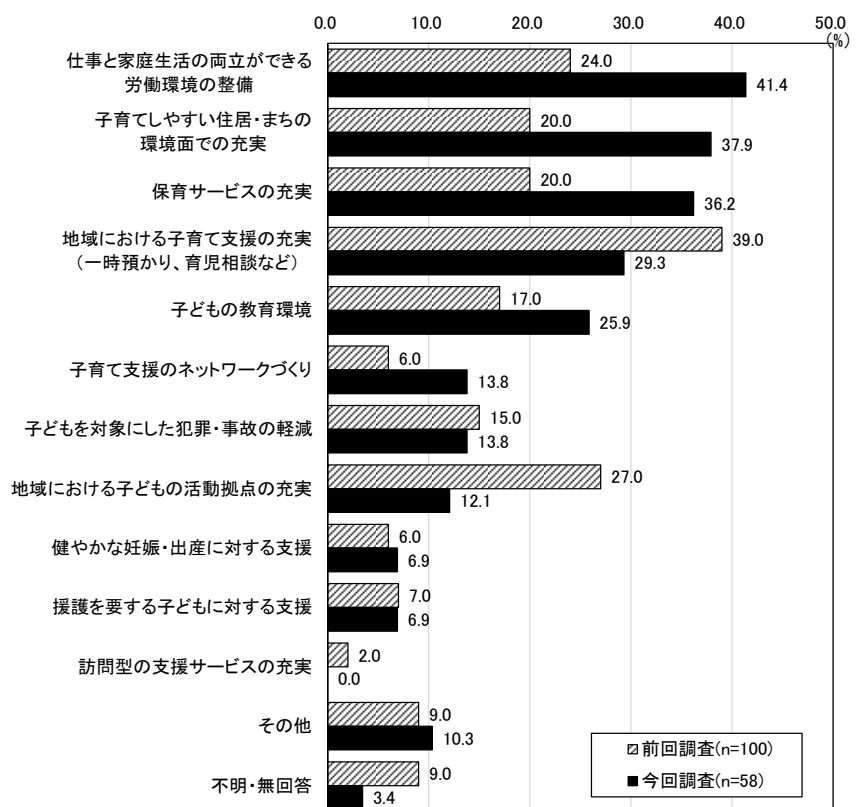


イ：子育ての「つらさ」を解消するために必要な支援・対策

■子育てに対して「楽しいと感じることとつらいと感じることが同じくらい」もしくは「つらいと感じることの方が多い」と感じる人について、その「つらさ」を解消するために必要な支援・対策をみると、「仕事と家庭生活の両立ができる労働環境の整備」が41.4%で最も多く、「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」(37.9%)、「保育サービスの充実」(36.2%)がつづきます。

■前回調査と比較すると、上位の項目が大きく変化しており、「仕事と家庭生活の両立ができる労働環境の整備」や「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」「保育サービスの充実」は2倍程度増加しています。

【就学前児童調査（前回調査との比較）】



②子育ての意識と「つらさ」を解消するために必要な支援・対策（小学生）

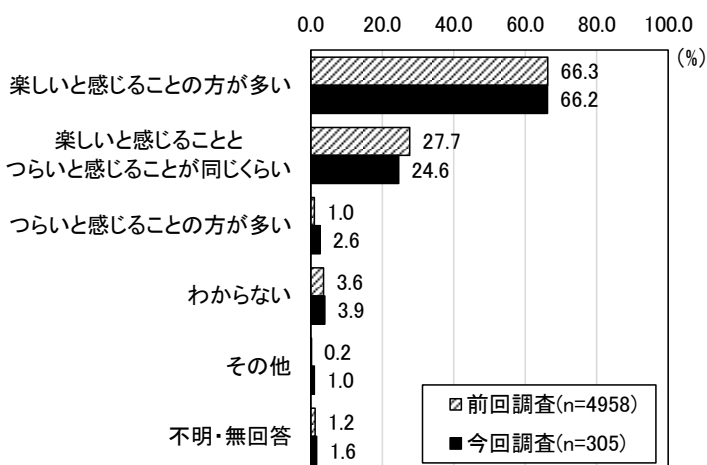
ア：子育てを楽しんでいるか

【小学生調査（前回調査との比較）】

■「楽しいと感じることの方が多い」

が66.2%で最も多く、「楽しいと感じることとつらいと感じることが同じくらい」（24.6%）、「つらいと感じることの方が多い」（2.6%）がつづきます。

■前回調査と大きな差異はありません。

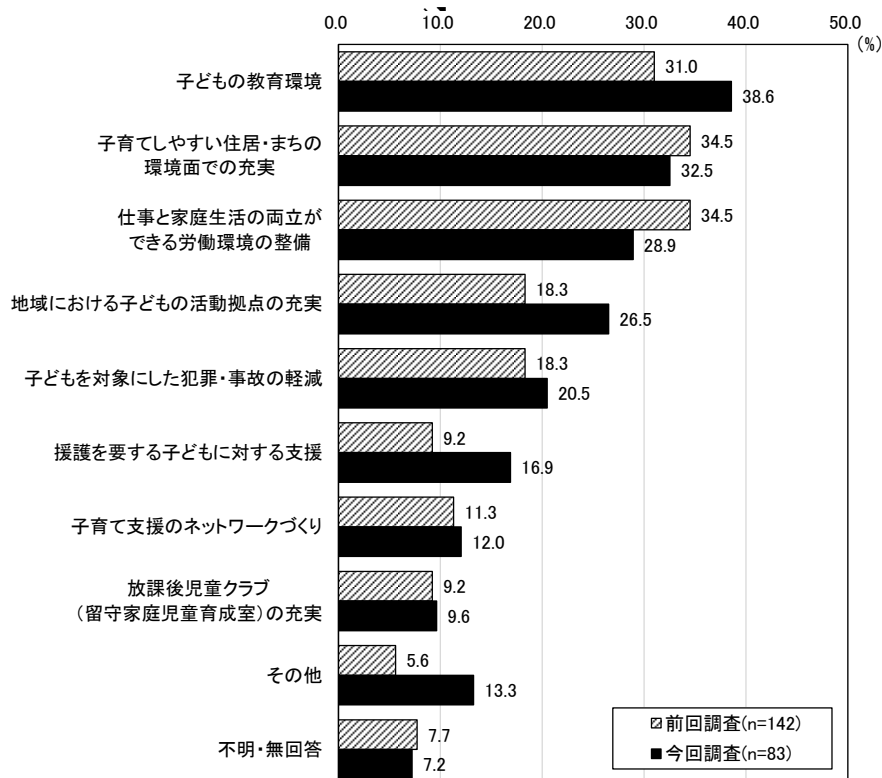


イ：子育ての「つらさ」を解消するために必要な支援・対策

■子育てに対して「楽しいと感じることとつらいと感じることが同じくらい」もしくは「つらいと感じることの方が多い」と感じる人について、その「つらさ」を解消するために必要な支援・対策をみると、「子どもの教育環境」が38.6%で最も多く、「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」（32.5%）、「仕事と家庭生活の両立ができる労働環境の整備」（28.9%）がつづきます。

■前回調査と比較すると、「子どもの教育環境」と「地域における子どもの活動拠点の充実」「援護を要する子どもに対する支援」は7～8ポイント程度増加しています。

【小学生調査（前回調査との比較）】

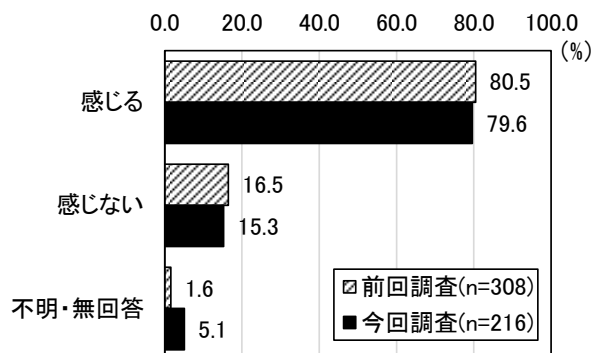


③自身の子育てが地域の人に支えられているかについて

ア：子育てが地域の人に支えられていると感じるか（就学前児童）

- 子育てが地域の人に支えられていると感じるかについて、「感じる」が79.6%、「感じない」が15.3%となっています。
- 前回調査と大きな差異はありません。

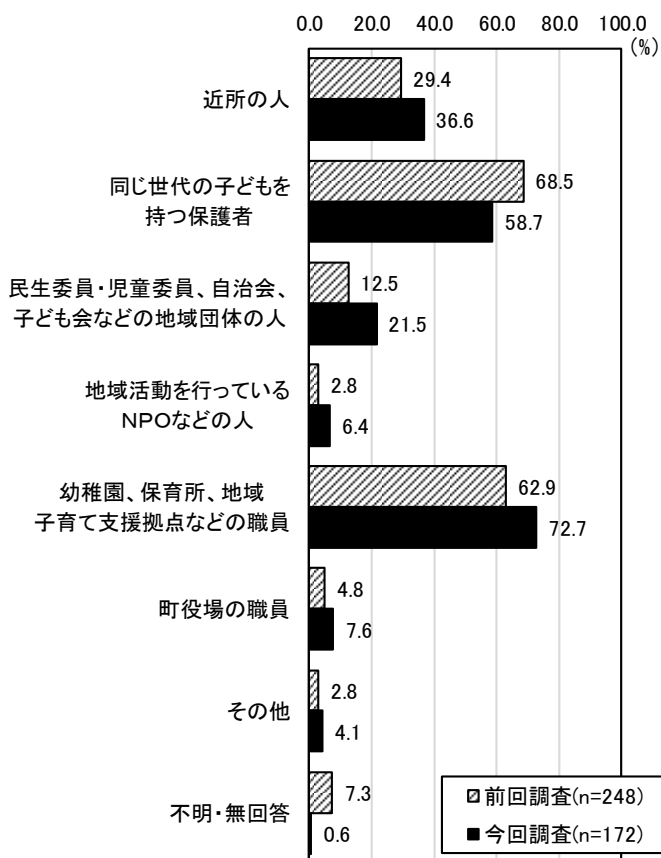
【就学前児童調査（前回調査との比較）】



- 子育てが地域の人に支えられていると感じると人について、誰から支えられていると感じるかをみると、「幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点などの職員」が72.7%で最も多く、「同じ世代の子どもを持つ保護者」(58.7%)、「近所の人」(36.6%)がつづきます。

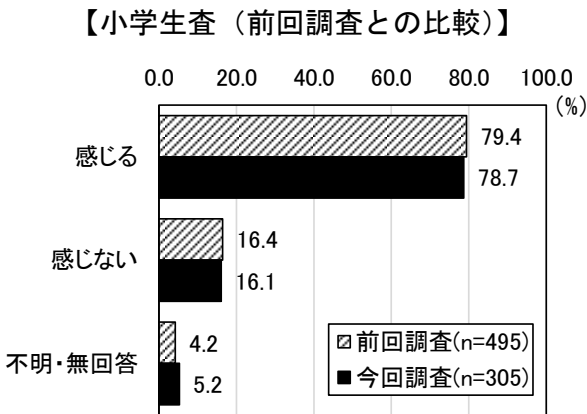
- 前回調査と比較すると、「幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点などの職員」と「民生委員・児童委員、自治会、子ども会などの地域団体の人」は10ポイント程度増加しています。一方、「同じ世代の子どもを持つ保護者」は10ポイント程度減少しています。

【就学前児童調査（前回調査との比較）】

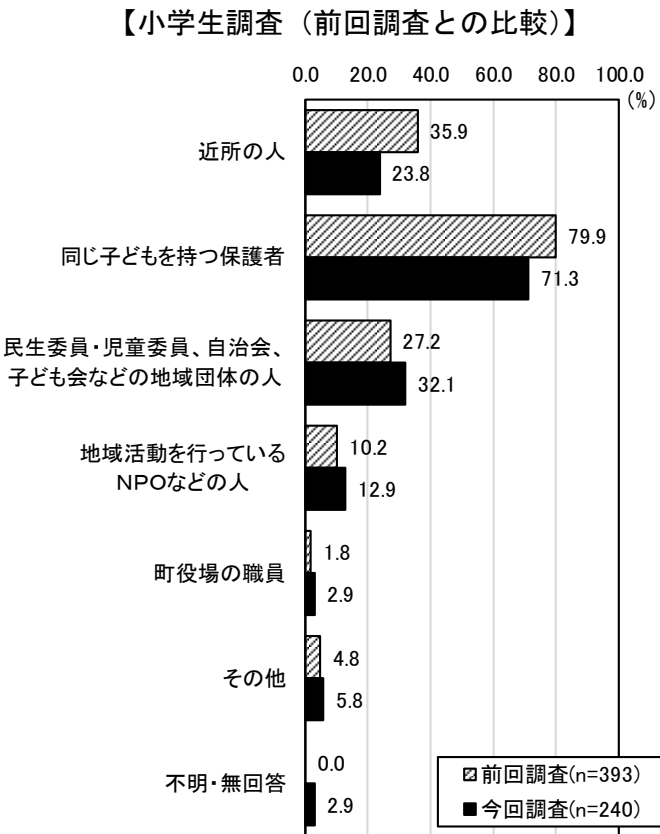


イ：子育てが地域の人に支えられていると感じるか（小学生）

- 子育てが地域の人に支えられていると感じるかについて、「感じる」が78.9%、「感じない」が16.1%となっています。
- 前回調査と大きな差異はありません。



- 子育てが地域の人に支えられていると感じると人について、誰から支えられていると感じるかをみると、「同じ世代の子どもを持つ保護者」が71.3%で最も多く、「民生委員・児童委員、自治会、子ども会などの地域団体の人」（32.1%）、「近所の人」（23.8%）がつつきます。
- 前回調査と比較すると、「民生委員・児童委員、自治会、子ども会などの地域団体の人」は5ポイント程度増加しています。一方、「同じ世代の子どもを持つ保護者」と「近所の人」は10ポイント前後減少しています。



4. 第1期子ども・子育て支援事業計画の進捗状況と今後の課題

平成27年度に策定した第1期計画の取り組みの進捗状況と課題を整理しました。

基本方向1 子どもを安心して育てるための支援

施策目標		主な進捗状況
1. 多様な子育て支援サービス環境の整備		● 多様な保育ニーズに対応するため、保育の必要性のある月当たりの就労時間を段階的に引き下げ、認定基準を見直すことで、保育所への入所要件の拡充を図りました。 ● 子育て支援センター「すきっぷ」と認定こども園ふたば園の2か所で一時預かり事業を開始し、一時的に保育が必要な場合の支援策の整備、充実を図りました。 ● 短時間保育児の時間外保育を実施し、保育時間の延長を実施しました。 ● 放課後児童クラブ（留守家庭児童育成室）の対象を小学3年生から小学6年生まで拡大するとともに、定員を段階的に拡充し、小学校の余裕教室などを活用しつつ、放課後子ども教室（わくわく教室）との連携し、内容の充実を図りました。 ● ファミリー・サポート・センター事業については、事業に関する広報や会員対象のスキルアップ研修などを実施し、登録会員の維持・拡充を図りました。
2. ひとり親家庭の自立支援の推進		● ひとり親家庭等の自立支援に向けて、就園支援や就学援助、医療費助成などを行いました。
3. 子育ての悩みや不安への支援	①子育て支援拠点施設における支援の充実	● 子育て支援センターすきっぷ（西地区）とふたば園子育て支援いちごルーム（東地区）において、施設開放やあそびの広場などの子育て中の家庭を対象とした交流の場づくりを進めました。 ● 子育て支援拠点施設の利用促進に向け、ホームページや広報などの媒体や健診時等に子育て支援拠点施設に関する周知を図りました。 ● 平成30年度より母子保健と連携した子育て世代包括支援センター（基本型）を開設し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない相談支援として利用者支援事業を実施しました。

施策目標		主な進捗状況
	②地域での子育ての場・機会づくり	● 民生委員児童委員協議会や地区福祉委員会などと連携を図り、地域における子育て家庭等の交流の場づくりなどに取り組みました。また、地域ボランティアによる保育所・幼稚園等での活動を支援しました。 ● 子育て家庭の親と子どもが気軽に集い、総合に交流を図るための常設のひろば（つどいの広場）については、施設や人的環境面で単独で開設することが難しく、幅広い世代が集える場の設置に向けて協議・検討が必要となっています。

施策目標		主な進捗状況
	4. ワーク・ライフ・バランスの推進	● 毎月 19 日の「育児の日」に様々な活動・イベントを開催し、男女共同参画、ワーク・ライフ・バランスなどの視点から協働による子育ての重要性などの周知・啓発を実施しました。 ● 子育て世代をはじめ様々なライフステージにある女性の活躍に向けて、人材育成事業「とよのわたし研究室」やトヨノドリームなどの取り組みを実施し、学びの場の提供や活動に向けた具体的な支援に取り組みました。



今後の課題（第2期計画で取り組むべき事項）

- ① 仕事を持つ母親が増加するなか、保育サービスのニーズも増加しています。また、働き方やライフスタイルの多様化により、保育サービスに対するニーズもますます多様化することが考えられます。加えて、子育ての不安・悩みを解消するための必要な支援・対策として、保育サービスや子育て支援への期待も高まっています。これらの状況を踏まえ、**子育て家庭の様々なニーズに対応していくために保育サービス等の充実を図る必要があります。**
- ② 核家族化とともに、子育てをしている保護者同士や地域でのつながりの少なくなる中で、依然として、家庭で子育てをしている母親等の孤立、育児不安の増大などが懸念されます。今後は、保育サービス等の充実とともに、**妊娠、出産期から子育て期に至るまでの家庭を切れ目なく支援する体制の強化・拡充を図る必要があります。**
- ③ ひとり親世帯数は横ばいで推移していますが、18歳未満の子どもがいる世帯に占める割合は増加傾向にあり、子育てや生活、就労など様々な支援が必要となる家庭が相対的に増加していることから、引き続き、**ひとり親家庭への総合的な自立支援に取り組む必要があります。**
- ④ 子育てが地域の人に支えられていると感じる人は、就学前児童の保護者、小学生の保護者とともに8割に達しており、特に、同じ世代の子どもを持つ保護者から支えられているとする人が多くなっています。今後も、地域子育て支援拠点施設をはじめ様々な場・機会を活用し、**身近な地域で多様なつながりを持ちながら安心して子育てができる環境づくりを進めていく必要があります。**
- ⑤ 仕事を持つ母親、今後、就労する意向がある母親は増加していますが、仕事や自分のやりたいことなど自分の時間が十分取れないという悩みを持つ母親も多くなっており、仕事と家庭生活の両立ができる労働環境の整備への期待も高まっています。その一方で、父親の育児への参加・協力が少ないという悩みを持つ人も多くなっており、**男女共同参画の視点を踏まえたワーク・ライフ・バランスの実現とともに、女性が地域で活躍できるような学び・気づきの場・機会づくり、活動への支援などを引き続き展開していく必要があります。**

基本方向２ 子どもが元気に成長するための支援

施策目標		進捗状況など
1. 教育・保育の体制確保	①教育・保育の充実 【就学前児童】	● 乳幼児期の教育・保育では、養護と教育を一体的に行い、物事に自分から関わろうとする意欲や健全な生活を営むために主体的・対話的で深い学びとなる保育・教育内容の構築を進めました。また、学力向上指導員を配置することで、専門性や指導力の向上につなげました。 ● 保育者の資質向上に向けて、日常の課題や人権の尊重について定期的・継続的に協議する体制づくりを進め、資質向上と専門性を高めることができました。また、幼児教育アドバイザーを育成することで、組織的かつ計画的にカリキュラムマネジメントと関連付けながら保育・教育内容の充実を図りました。 ● 子育てに関わる地域ボランティアと連携・協力を図り、保護者を対象とした子育て等に関する各種講座や相談事業などを積極的に実施しました。
	②学校教育の充実 【小中学生】	● 小中学校において、学力向上プランを策定し、魅力ある授業の魅力ある授業の創造を図るとともに、個別指導やグループ指導、反復学習、習熟度に応じた指導を通じて、学力の向上に努めました。また、学力向上指導員を配置することで、専門性や指導力の向上につなげました。 ● 地域人材の力を子どもの教育活動に活かしていくため、学校支援地域本部事業の充実を図りました。また、児童・生徒や保護者による授業評価を学校評価に取り入れることで、開かれた学校づくりを推進しました。 ● スクールカウンセラー、児童・生徒相談員、スクールソーシャルワーカー（学校社会福祉士）などを配置し、学校内外における教育相談体制の充実を図りました。 ● A L T の増員などを通じて外国語に慣れ親しむ機会の充実を図りました。
2. 保・幼・小・中の連携		● 保幼小中連携の充実をめざし、特に小・中連携では「授業スタンダード」「授業公開授業カレンダー」「家庭との連携シート」「キャリア教育年間計画」等を作成しました。また、地域の自然や体験授業を大切にする「地域を学ぶ学習（とよの学）」を推進しました。 ● 平成28年度からすべての学校・園・所で、「教育力・日本一」をめざす保幼小中一貫教育に取り組んでいます。

施策目標		進捗状況など
3. 母と子どもの健康の確保	各種健診・相談事業	● 妊婦健康診査については、公費助成を拡大しました。 ● 乳幼児健康診査については、平成 29 年度以降で受診率が 90% 以上となっており、未受診者については訪問や関係機関との連携でフォローを実施しています。 ● 乳幼児健康相談については、一定の来所者があり、育児に関する悩みについても相談対応していることから、保護者の不安・孤立の軽減につながっています。 ● 乳幼児健康診査や各種相談などを通じ、必要なケースについては発達相談につなげるとともに、相談後の継続的なフォロー体制を構築しました。
	各種訪問指導・支援	● 平成 30 年度からは子育て世代包括支援センターと連携し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援に取り組んでいます。状況に応じ電話や訪問、面接など通じた助言、支援、指導を行うとともに、必要に応じて、医療機関や関係機関などと連携を図り多職種による支援に取り組んでいます。 ・妊産婦訪問指導 ・新生児家庭訪問指導 ・生後4か月までの全戸訪問指導（こんにちは赤ちゃん事業） ・乳幼児訪問指導 ・未熟児家庭訪問事業
	各種教室	● 妊婦教室（ばばママ教室）では、妊娠・出産・育児に関する正しい知識を学ぶ場を提供するとともに、同じ妊婦や先輩ママなどの交流につなげています。また、父親・パートナーにも同様の知識や育児負担を認識する場となっており、育児参加や母親のサポートを促す機会となっています。 ● 育児教室（たんぽぽ教室）では、発達が気になる幼児などを対象に、集団での保育による指導を実施し、幼児の発達とともに、保護者同士の交流を促進しました。
	小児医療	● 豊能圏域 4 市 2 町で広域設置している豊能広域こども急病センターの充実を図ることで、小児救急医療に寄与しました。 ● 乳幼児から高校生までの入院・通院費の助成を行い、子育て世帯の医療費負担の軽減を図りました。



今後の課題（第２期計画で取り組むべき事項）

- ① 子どもに関する悩み事・不安について、就学前児童の保護者と小学生の保護者ともに、依然として「子どもの教育に関すること」が最も多くなっています。本町では、乳幼児期の教育・保育や学校教育とともに、保幼小連携、保幼中連携、小小連携、小中連携などの多様な連携に向けた取り組みを進めており、今後は、これまでの取り組みを基盤として、一貫性・継続性・発展性を大切にした教育をめざし「保幼小中一貫教育」を推進していくことが重要となります。
- ② 子どもの病気・発育発達、栄養などへの不安を抱える保護者が増加する中で、母子保健に関する事業・取り組みの認知度は９割程度と高くなっており、各種健診や講座・教室などの母子保健事業のさらなる充実を図る必要があります。また、母子保健から、思春期保健や食育など、子どもの発達に応じた取り組みを積極的に展開していくことが重要となります。
- ③ 子育て世代包括支援センターを中心に、妊娠、出産期から子育て期まで切れ目のない相談支援体制の強化・拡充を図るとともに、個々のケースに寄り添えるよう、医療機関をはじめとする多職種連携による支援を展開していく必要があります。
- ④ 就学前児童の保護者と小学生の保護者ともに、「小児救急など安心して子どもが医療機関を利用できる体制の整備」を求める声が依然として強く、これらの不安を解消していくためにも、積極的な情報提供とともに、関係機関との連携による小児救急医療体制の充実に努めていく必要があります。

基本方向3 子どもの育ちを支える環境の整備

施策目標		進捗状況など
1. 地域の子育て支援体制の充実	①子どもの見守り・相談	● 放課後子ども教室（わくわく教室）については、対象学年や定員を拡大し、放課後児童クラブ（留守家庭児童育成室）との連携を図ることで、一体的な運営を実施することができました。 ● 教育支援課（子ども育成課）において児童家庭相談窓口を開設し、多様な相談に各課や関係機関と連携して対応しました。
	②地域での活動支援・見守り	● こども110番の家の設置更新や登下校時の見守り活動などの実施を通じて、地域での子どもの見守りを進めていますが、地域の協力者の高齢化などにより協力者数が減少しています。 ● 毎年、小学校区青少年育成協議会の連絡会議を開催し、補助金の交付とともに、各小学校区に設置している青少年育成協議会への支援や連絡・協力体制の充実を図っています。 ● 「森と遊ぼう!」「土曜お楽しみ講座」「夏休みこども講座」など各種体験学習事業を実施し、子どもの地域での活動・交流の促進を図りました。 ● 平成29年度まで、防犯カメラを新たに設置する自治会に対して補助金を交付し、通学路での子どもを対象とした犯罪等の抑止を図りました。 ● 毎月第3水曜日を「子ども見守りデー」として、町の各部局及び各種団体が一体となり、小学生の下校時に見守りを実施しました。また、子どもの安全や防犯など緊急を要する情報を配信することで、事故・犯罪の抑止を図りました。
	③住宅・住環境に関する施策の充実	● 住民一人ひとりがさまざまな学習や活動、交流を通じてお互いに学びあい高めあうことができるよう、地域の自然・文化・歴史・施設・人材など、地域資源を活用した学習環境づくりを進めました。 ● 子どもの安全確保に向けて、町内の危険箇所の洗い出し等を実施していますが、交通安全と防犯などについて、保護者、学校、警察、道路管理者等が連携を図るための場づくりが必要となっています。 ● 障害のある子どもが生活する住居を対象に、障害の程度や種別に応じ、日常生活用具の給付や住宅改造助成事業を実施しています。
	④子育てバリアフリー化等	● 道路のバリアフリー化については、幹線道路などを中心に終了していますが、バリアフリー法等の施行前に完成している道路等で改善が必要な箇所などもあります。街路樹や街路灯などが通行に支障を来すケースもあり今後対応が必要となっています。 ● 子育て世代に配慮した公共施設の整備を図りました。

施策目標	進捗状況など
2. 地域における 子どもの 居場所づくりの 推進	● 中央公民館において、学習スペースを設置し、子どもが自ら学ぶ環境の整備を進めました。 ● 地域の協働や参画を得て、子どもが自然にふれあう場づくりを進めました。 ● 既存公園について健康増進等をテーマとした共同研究を大学等と行い、公園の有効活用に向けたあり方を検討しています。 ● 自治会との連携・協働を図り、公園等の美化を進めています。

今後の課題（第2期計画で取り組むべき事項）

- ① 小学生の8割程度は地域の活動（地域のお祭りや運動会など）に参加しており、民生委員・児童委員や自治会、地域活動関係者などに子育てを支えられていると感じる保護者は増加傾向にあります。**次代を担う子どもを地域全体で育み、守っていくためにも、既存の取り組みを踏まえつつ、多様な主体による取り組みを重層的に展開していく必要があります。**
- ② 就学前児童の保護者と小学生の保護者ともに「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」への関心やニーズが依然として高い状態にあります。近年には、全国で子どもが事件や事故に巻き込まれる痛ましい事案が発生しており、引き続き、**地域全体での防犯活動、交通安全に向けた活動に取り組む必要があります。**
- ③ 「子育てのバリアフリー化」については、特に就学前児童の保護者からのニーズが高くなっており、子どもだけでなく、妊娠中の方や子育て中の家庭などが安心して生活が送れるよう、**建物や交通機関、住環境などにおけるハードのバリアフリーとともに、子育て中の家庭などに対する理解醸成といったソフト面でのバリアフリーにも取り組む必要があります。**
- ④ 就学前児童の保護者と小学生の保護者ともに、依然として、地域の子どもの遊び場について不満に思っている人が半数を占めており、**既存施設の活用なども視野に入れて、地域において安全・安心な子どもの遊び場、居場所を確保していく必要があります。**

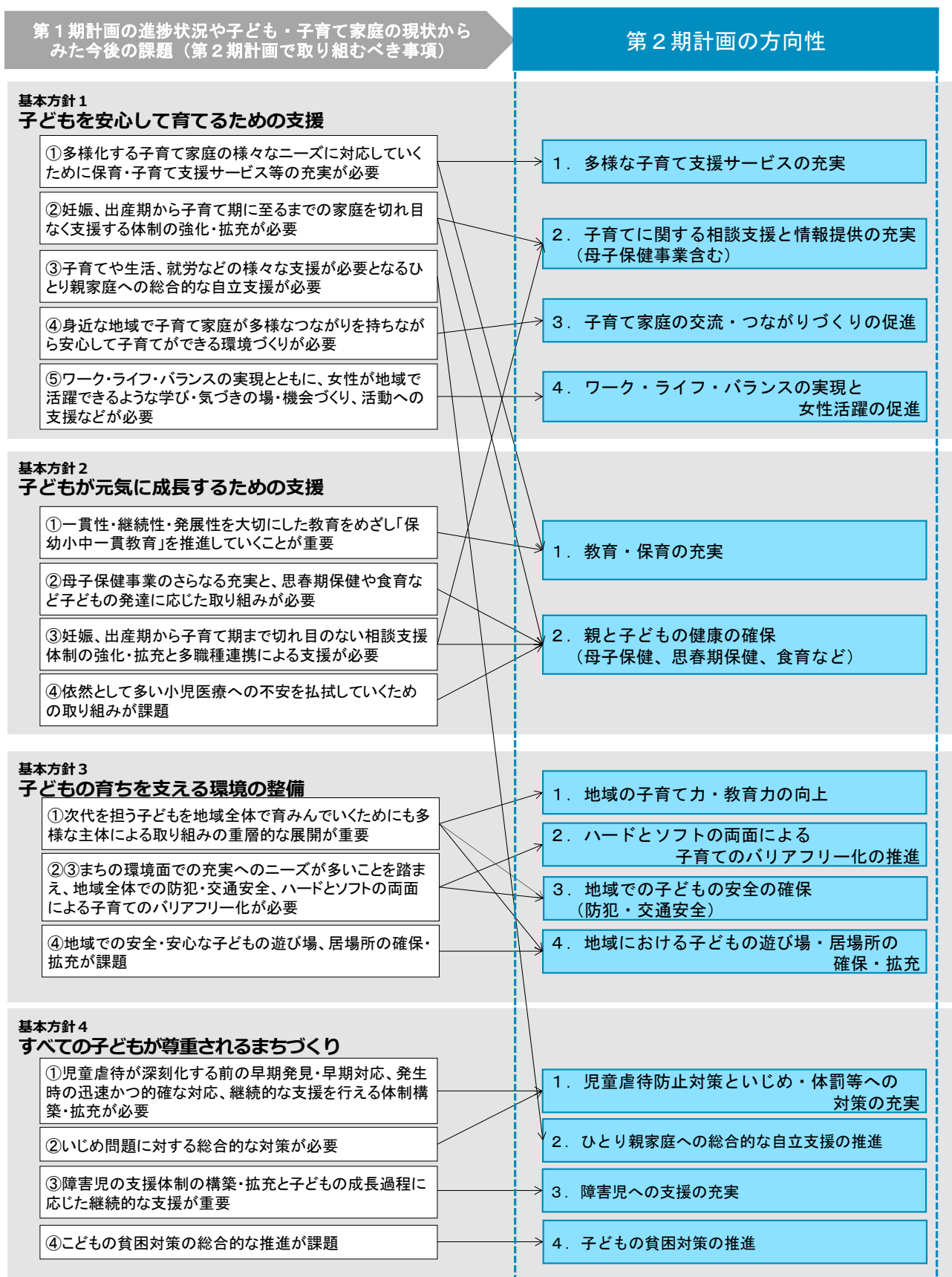
基本方向 4 すべての子どもが尊重されるまちづくり

施策目標		進捗状況など
1. 子どもの権利侵害対策の推進	①子どもへの虐待防止	● 子どもへの虐待防止に向けて、個別ケース検討会議を中心に、個々の実情に応じた支援を進めました。また、要保護児童対策地域協議会を通じて各関係機関のネットワークの強化を図るとともに、地域での見守り活動の強化に取り組みました。 ● 11月の児童虐待防止推進月間に合わせて、多様な媒体を活用した啓発や講演会の開催などオレンジリボンキャンペーンを実施し、児童虐待防止に向けた住民の意識醸成を図りました。
	②いじめ・体罰等への対応	● いじめ・体罰等の防止に向けて、各校・園所に相談窓口を設置し、教職員への研修などを行いました。また、いじめ防止等に対する対策を総合的に推進していくため、平成29年9月に「豊能町いじめ防止基本方針」を策定するとともに、同年12月には児童・生徒の健全育成に関する学校・警察相互連絡制度の協定を締結しました。
2. 障害児の健全な育成支援		● 第3期障害者計画（平成24年度～29年度）、第4期障害者計画（平成30年度～令和5年度）に基づき、障害のある子どもに対する保健・医療・福祉施策を中心に、啓発広報、教育、雇用就労、福祉のまちづくり等の関連施策を推進しました。 ● 第1期障害児福祉計画（平成30年度～令和2年度）に基づき、障害児に対する重層的な地域支援体制の構築や主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保などに取り組みしました。 ● 療育については、「かがやき相談」において予防を含めた作業療法士・言語聴覚士による専門相談を実施しています。また、理学療法士を就学前保育機関や小中学校に派遣し機能訓練を行っています。 ● 教育については、学校・幼稚園・保育所へ支援員を配置するとともに、言語聴覚士、作業療法士、発達心理士などが学校等を巡回し教員や保護者に指導・助言・相談を行っています。特別支援教育の実施にあたっては、「どの子もわかる授業づくり」を目指すとともに、教職員に対して特別支援教育の研修を開催するなど支援力の向上を図っています。 ● 学校での障害理解教育として、町内障害福祉サービス事業者との交流を図りました。また、広く町民が障害福祉について理解と認識が深められるよう、講演会等を通じて福祉教育（障害児理解教育）の充実に努めています。 ● 各種講習会やボランティア団体の周知・啓発などを通じて、障害のある子どもに関わるボランティアなどの育成に取り組みしました。

今後の課題（第２期計画で取り組むべき事項）

- ① 池田子ども家庭センターにおける虐待に関する相談件数は増加傾向にあります。また、近年には、全国で児童虐待による死亡や重篤事例も多く発生しています。これらの状況を踏まえ、児童虐待が深刻化する前の早期発見・早期対応、発生時の迅速かつ的確な対応、継続的な支援を行える体制づくりを関係機関と連携して進めていく必要があります。
- ② いじめの問題については、町、教育委員会、学校、家庭がそれぞれの役割を果たしつつ、関係者・機関が連携して、いじめの発生防止や実態把握、発生時の適切な対応、いじめを受けた児童生徒の相談対応・ケアなど、総合的な対策に取り組む必要があります。
- ③ 平成 30 年度からは、児童福祉法の改正により障害児支援の充実が定められ、各市町村において児童発達支援センターの設置などが求められていることから、本町においても障害児の支援体制の構築とさらなる拡充に取り組む必要があります。また、子どもの成長過程に応じた継続的な支援が求められています。
- ④ 国では、平成 26 年 1 月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、大阪府においても、平成 27 年 3 月に同法に基づく都道府県計画を「大阪府子ども総合計画」の 1 つとして策定し、大阪府などの行政、民間団体、地域が一体となり、「子ども」、「家庭・社会」に視点を置き、家庭の経済状況にかかわらず、子どもが積極的に自分の生き方を選択し、自立できるよう施策を推進しています。本町においても、大阪府と連携を図りながら子どもの貧困対策を総合的に推進していくことが求められています。

第1期計画の取り組みの進捗状況と課題から、第2期計画の方向性を整理すると以下のようになります。



第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

第1期計画では、『地域で育て、地域で育つ、子どもを大切にするまち とよの』を目指すべき基本理念として掲げ、子ども・子育て支援施策を推進してきました。

子どものすこやかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、社会の発展に欠かすことができません。日々成長する子どもとともに、親も親として成長していくことが大切です。

また、人が家庭を、家庭が地域を、地域がまちを築いていくことから、親や家庭が子育てを主体的に行っていくことを前提としながらも、社会全体が積極的に子育てに関わりを持ち、子どもの確かな力を育てていくことが、まちの成長につながります。

本計画では、子どもの自主性を育み、また、地域の人々で子育てを担い、子どもとともに育ちあい、親や家庭が安心して子育てができるよう、「子どもと子育て家庭を大切にするまち」をめざして、以下を基本理念として掲げます。

**地域で育て、地域で育つ、
子どもと子育て家庭を大切にするまち とよの**

2. 基本方向

基本理念『地域で育て、地域で育つ、子どもと子育て家庭を大切にするまち とよの』の実現に向け、これまでの基本方向の内容と第2期計画の方向性を踏まえ、次の4つを基本方向に設定し、子ども・子育て支援施策を推進することとします。

基本方向1 子どもを安心して育てるための支援

子育てをしているすべての家庭の子育てに対する負担や不安が軽減され、保護者が自己肯定感をもちながら子どもと向き合えるよう地域における多様な人材や資源を効果的かつ積極的に活用し、行政と地域が一体となってさまざまな子育て支援の取り組みを推進します。

また、「ワーク・ライフ・バランス」の実現に向けて、男女がともに活躍し、ともに働けるような環境づくりを進めるとともに、男性の育児・家事への参画をより促進します。

基本方向2 子どもが生きる力をはぐくみ健やかに育つための支援

子どもたちが心身ともにすこやかに成長できるように、家庭、学校・幼稚園・保育所等、地域が一体となって、子ども自らの力を培い、伸ばし、支えていく教育・保育環境づくりを推進します。

また、子どもを安心して生み、育てられるよう、母子保健の取り組みをさらなる充実を図るとともに、子どもの発達段階に応じた食育や思春期保健などを推進し、親と子どもの健康の確保をめざします。

基本方向3 子どもと子育て家庭が安心・安全に暮らせるまちづくり

「すべての子どもと家庭」への支援という視点から、社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、それぞれが協働し、支え合い、次代を担う子どもを地域全体で育み、守っていくための取り組みを重層的に展開します。

また、ハード面とソフト面の両面からの子育てのバリアフリー化を推進するとともに、地域における安全・安心な子どもの居場所の確保に取り組みます。

基本方向4 配慮を必要とする子どもと子育て家庭へのきめ細かやかな支援

児童虐待やいじめなど、子どもに関する深刻な問題に対処していくために、各関係団体が連携して迅速かつ適切な支援を行える体制の構築・強化に取り組みます。

また、すべての子どものすこやかな成長を支援するために、子どもの特性に合わせた継続的な支援を充実するとともに、子どもの貧困対策についても総合的に推進していきます。

3. 施策の体系



第4章 基本方向ごとの具体的な取り組み

基本方向1 子どもを安心して育てるための支援

施策目標1) 多様な子育て支援サービスの充実

No	取り組み	主な内容
1	保育の充実	多様な保育ニーズに対応するため、保育の必要性の認定基準を踏まえつつ、受入児童数の弾力化を図りつつ、待機児童数ゼロを推進します。
2	一時預かりの充実	子育て支援センター「すきっぷ」とふたば園の2か所において、一時的に保育が必要となった場合の支援策である一時預かり事業の充実を図るとともに、利用促進に努めます。 また、ひかり幼稚園とふたば園（1号認定・2号認定（教育））における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）を実施します。
3	時間外保育の充実	多様な保育ニーズに対応するため、早朝や延長の時間外保育の充実を図ります。
4	子育て短期支援事業と病児・病後児保育事業の充実	子どもの養育が困難になった場合の支援策として、近隣施設との連携を図りつつ、子育て短期支援事業の充実を図ります。 また、体調不良児の対応型保育に加えて、病後児保育の実施についても引き続き検討を進めます。
5	放課後児童クラブの充実	放課後を過ごすための「生活の場」として、家庭的な雰囲気の中で、自主的・創造的に生活づくりをすることができるよう環境を整え、安心・安全な居場所の確保をしていきます。
6	ファミリー・サポート・センターの充実	援助を受けることを希望される方と援助を行うことを希望される方が相互に助け合う支援体制の充実を図ります。 また、ファミリー・サポート・センター事業の周知啓発や各種研修を通じて、登録会員の維持・拡大を図ります。

施策目標２） 子育てに関する相談支援と情報提供の充実

No	取り組み	主な内容
1	身近な地域での 子育て支援の充実	子育てをしている母親の孤立・育児不安の軽減・解消に向けて、子育て支援センター「すきっぷ」（西地区）とふたば園子育て支援いちごルーム（東地区）を拠点として、施設開放、あそびのひろば等などを通じた交流促進・相談支援の充実を図ります。
2	妊娠・出産期から 子育て期までの 切れ目のない 相談支援体制の強化	子育て包括支援センター（基本型）を中心に、母子保健事業によるアウトリーチによる相談支援や利用者支援事業の充実を図ることで、妊娠・出産期から子育て期までの切れ目のない相談支援体制を強化します。
3	児童家庭相談窓口による 相談対応	子ども育成課が窓口となり、子育てや子どもに関するさまざまな相談について、庁内関係各課や関係機関等と連携して対応します。 また、子どもに関する家庭等から相談に応じ、子どもの置かれた状況等を的確に捉え、個々の子どもや家庭にもっとも効果的な援助体制を図ります。
4	子育てに関する 情報提供・情報発信の 拡充	「豊能町子育て広場」などのホームページや広報をはじめとする多様な媒体、場・機会などを積極的かつ効果的に利活用することで、子育てに関する情報提供・情報発信に取り組みます。

施策目標３） 子育て家庭の交流・つながりづくりの促進

No	取り組み	主な内容
1	身近な地域での 交流の場の創出	民生委員児童委員が行う「ファミリーフェスタ」、社会福祉協議会と地区福祉委員会が行う子育てサロンを継続し、子育て中の親子と地域との交流を深めます。
2	身近な地域での交流・ つながりづくりの促進	子育て家庭が身近な地域で多様なつながりを持てるよう、自治会などの地縁組織や NPO などのテーマ型組織、民間事業者といった地域の多様な主体による活動と連携・協働し、子どもだけでなく、幅広い世代が集える場づくりを進めます。
3	保育所・幼稚園・ こども園と地域の 交流事業の充実	保育所・幼稚園・こども園において、地域ボランティアの方々による絵本の読み聞かせ活動や地域の方への園庭の開放など、地域の方と保育所・幼稚園児との定期的な交流事業の充実を図ります。

施策目標 4) ワーク・ライフ・バランスの実現と女性活躍の促進

No	取り組み	主な内容
1	「育児の日」の事業の推進	毎月 19 日の「育児の日」に妊娠期・子育て期・中高年期の幅広い世代を対象に事業を実施し、家庭や職場、地域などで子どもと子育てを応援する取り組みを促進します。
2	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みの展開	豊能町男女共同参画プランに基づき、就労環境の整備や育児休業制度等の周知・啓発、働きやすい職場環境づくりに向けた事業所などへの働きかけなどに取り組みます。 また、男性の育児・家事への参画に向けた意識づくりや実践につながる講座の開催などにも取り組みます。
3	女性の活躍の促進	町内で様々な環境にある女性が、自分本来の可能性を発揮できるよう、学び・気づきの場・機会を提供するとともに、自発的な取り組み・活動を支援することで、女性のエンパワーメントや暮らしの満足度の向上を図ります。

基本方向2 子どもが生きる力をはぐくみ健やかに育つための支援

施策目標1) 教育・保育の充実

①就学前の教育・保育の充実

No	取り組み	主な内容
1	乳幼児期における教育・保育の質の向上	生活や環境を通して、乳幼児期から児童期へと続く子どもの発達を見通し、育みたい資質・能力の三つの柱である「知識及び技能の基礎」「思考力、判断力、表現力等の基礎」、「学びに向かう力、人間性等」を一体的に育むように努め、乳幼児期における教育・保育の充実を図っていきます。
2	保育者の資質の向上	日常の課題や人権の尊重について定期的・継続的に体制づくりを進め、保育者が子どもや保護者とのより確かな信頼関係が築けるように専門性を高め、資質の向上を図ります。 また、幼児教育アドバイザーの育成を通じて、組織的かつ計画的なカリキュラムマネジメントと関連付けながら保育・教育内容の充実を図ります。
3	家庭における教育力の向上	保護者の養育（子育て）する姿勢や力の発揮や安定した親子関係を支えるために家庭教育支援体制を構築し、保護者が自信と責任をもって家庭教育や適切な養育が行われるよう子育てや支援の取組を推進します。

②学校教育の充実

No	取り組み	主な内容
1	学力向上をめざした施策の充実	小中学校において学力向上プランを策定し、魅力ある授業の創造を図るとともに、個別指導やグループ指導、反復学習、習熟度に応じた指導に取り組みます。また、各学校に学力向上指導員を派遣し、学校内で学力向上の取り組みを支援します。
2	学校支援地域本部事業の推進	地域人材の力を子どもの教育活動に十分生かせるよう事業の充実を図っていきます。
3	開かれた学校づくりの推進	学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校づくり」への転換を図るための有効な仕組みであるコミュニティ・スクール導入の検討を進め、今まで以上に地域とともにつくる学校づくりを推進します。
4	学校内外における教育相談体制の充実	スクールカウンセラー、児童・生徒相談員、スクールソーシャルワーカー（学校社会福祉士）などを配置し、教育相談体制のさらなる充実を図ります。

No	取り組み	主な内容
5	児童・生徒の コミュニケーション力の 育成	言語活動の充実や外国語に慣れ親しむ機会の充実、学校図書館の充実などコミュニケーション力の育成にかかる施策の充実に取り組んでいます。

③保幼小中の連携

No	取り組み	主な内容
1	保幼小中の連携の充実	幼稚園、保育所、こども園と小学校の相互交流、相互理解に関する取り組みを進めます。また、小中連携の充実に向けて、小・中連絡会の充実を図るとともに、体験授業などの取り組みを進めます。
2	保幼小中一貫教育の推進	0歳から 15 歳まで見通した保幼小中一貫教育のカリキュラムを作成し、指導の系統性、発展性を重視した取り組みを推進します。

施策目標 2) 親と子どもの健康の確保

①各種健診・相談事業の実施

No	取り組み	主な内容
1	妊婦健康診査の実施	妊婦の異常を早期に発見し、安全な分娩ができることを目的とした妊婦健康診査を医療機関に委託して実施していきます。
2	乳幼児健康診査の実施	発育、発達節目である生後 4 か月、1 歳 6 か月、3 歳 6 か月の時点で、身体発育、精神発達の面で、疾病や異常を早期に発見し、適切な訓練や保健指導を行い、必要に応じて医療につなげることを目的に健康診査を実施します。 その他、乳児一般健康診査、乳児後期健康診査、乳幼児精密健康診査、経過観察健康診査、2 歳 6 か月児歯科健康診査を実施します。
3	乳幼児健康相談の実施	育児に関する心配事や不安の解決のため、保健師や管理栄養士による電話相談や来所相談を実施します。
4	発達相談の実施	乳幼児健康診査等を通じて把握された精神発達上の問題を持つ幼児を対象に、個々の状況に応じた助言、指導のほか、障害の早期発見と適切な療育への処遇を目的として実施します。
5	幼児対象の歯科健診等の実施	1 歳 6 か月から就学前までの幼児を対象に、歯科健診やブラッシング指導等歯科個別指導を実施していきます。

②各種訪問指導・支援等の実施

No	取り組み	主な内容
1	妊娠届出及び母子健康手帳の交付	妊娠、産婦、乳幼児に対し一貫した母子保健対策を実施するための出発点として重要となる妊娠届出に基づき、母子健康手帳を交付するとともに、妊産婦及び乳幼児に関する保健・育児情報を提供します。
2	妊産婦訪問指導の実施	妊娠、出産に関しては、安心して妊娠中及び産後の生活が過ごせるよう支援するとともに、異常の早期発見に努め必要な検査や定期受診を勧奨していくため、保健師による訪問指導を実施します。また、必要に応じて、医療機関や関係機関へつなげることで、多職種での支援に取り組みます。
3	新生児家庭訪問指導の実施	訪問指導を希望する人には、母子の健康状態の把握や母親の育児相談に応じ、適切な保健指導、母子保健事業の説明を行うことで育児支援を図るため、保健師による訪問指導を実施します。

No	取り組み	主な内容
4	生後4か月までの全戸訪問指導（こんにちは赤ちゃん事業）の実施	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげます。
5	乳幼児訪問指導の実施	健診未受診児、要経過観察児、その他訪問が必要な乳幼児及び家族に対して家庭訪問を行い、発育・発達状況を確認、疾病予防、家族の育児相談に応じ、子どもが望ましい家庭環境のもと、すこやかに成長できるよう支援します。
6	未熟児家庭訪問事業の実施	出生体重が2,500g未満の未熟児の家庭に保健師が訪問し、発達・発育支援を行います。

③母子保健に関する各種教室・講座の実施

No	取り組み	主な内容
1	健康教育の実施	妊産婦・乳幼児やその家族を対象に、健康の保持・増進、正しい知識の普及を目的に各種教室を開催します。 また、集団指導やグループワークなどを通じて、育児力を向上や親と子の仲間づくりのための自主グループの育成を行います。
2	妊婦教室（ぱま教室）の実施	妊婦教室において、妊娠・出産・育児に関する「正しい知識」を学ぶとともに、調理実習や妊婦体操、呼吸法の実習等を行います。 また、教室では、先輩ママとの交流による出産・育児への不安の軽減を図るとともに、子育てのパートナーである父親が「共に育てる」という意識づくりや働きかけを行います。
3	育児教室（たんぽぽ教室）の実施	1歳6か月児健康診査や他の相談等から集団での保育による指導が必要と判断された幼児を対象に実施します。
4	栄養改善事業の実施	身体の成長に必要な栄養補給のみならず、豊かな心を育むためにも重要な食生活について、対象児だけでなく、家族の食生活を見直す契機となる取り組みを実施します。

④小児医療の充実

No	取り組み	主な内容
1	豊能広域こども急病センター等における小児救急医療の充実	豊能地域の夜間・休日の小児救急患者に対する初期救急診療体制の充実を図るため、豊能医療圏域（豊中市・池田市・吹田市・箕面市・豊能町・能勢町）を対象とした「豊能広域こども急病センター」の充実を図ります。
2	医療情報の提供と意識啓発	小児救急医療などに関する積極的かつ効果的な情報提供に取り組むとともに、一次救急、二次救急、三次救急体制に関する理解を深め、最適な医療が受けられるように意識啓発を行います。
3	医療費支援の充実	乳幼児から高校生までの入院・通院費の助成を行い、子育て世帯の医療費負担の軽減を図ります。

⑤食育・思春期保健の推進

No	取り組み	主な内容
1	食育の推進	母子保健事業や保育所・幼稚園・こども園・小中学校の取り組みを通じて、家庭や社会の中で、子ども一人ひとりの“食べる力”を豊かに育むための支援づくりを進めるとともに、子どものすこやかな心身の発達に向けた「食を営む力」を育成します。
2	思春期保健の推進	子どもの発達段階に応じて、次代の親となる子どもや保護者を対象とした思春期保健を推進します。

基本方向3 子どもと子育て家庭が安心・安全に暮らせるまちづくり

施策目標1) 地域の子育て力・教育力の向上

No	取り組み	主な内容
1	身近な地域での交流の場の創出【再掲】	民生委員児童委員が行う「ファミリーフェスタ」、社会福祉協議会と地区福祉委員会が行う子育てサロンを継続し、子育て中の親子と地域との交流を深めます。
2	身近な地域での交流・つながりづくりの促進【再掲】	子育て家庭が身近な地域で多様なつながりを持てるよう、自治会などの地縁組織や NPO などのテーマ型組織、民間事業者といった地域の多様な主体による活動と連携・協働し、子どもだけでなく、幅広い世代が集える場づくりを進めます。
3	地域に根ざした重層的な学習環境づくりの推進	住民一人ひとりとはもとより、地域の多様な主体が、地域の自然・文化・歴史・施設・人材など、地域資源を積極的に活用した学習環境づくりを重層的に展開します。
4	青少年育成団体への支援	小学校区を中心に組織され、子どもたちの健全な育成をめざして地域のつながりや子どもたちとの交流の場づくりなどに取り組む青少年育成協議会の活動の活性化を図ります。
5	地域での活動・交流支援	青少年対策の一環として、子ども会や青少年指導員会等と連携し、「森と遊ぼう!」「土曜お楽しみ講座」「夏休みこども講座」など各種体験学習事業を実施し、地域での活動・交流支援に取り組みます。
6	学校支援地域本部事業の推進【再掲】	地域人材の力を子どもの教育活動に十分生かせるよう事業の充実を図っていきます。
7	開かれた学校づくりの推進【再掲】	学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校づくり」への転換を図るための有効な仕組みであるコミュニティ・スクール導入の検討を進め、今まで以上に地域とともにつくる学校づくりを推進します。

施策目標２） ハードとソフトの両面による子育てのバリアフリー化の推進

No	取り組み	主な内容
1	道路のバリアフリー化の推進	ベビーカーや妊産婦をはじめ、あらゆる人が安心して通行できる道路の整備については、交差点等における歩道段差の切り下げ、路肩の改修や老朽化した路面の舗装等を計画的に進めます。
2	公共施設のバリアフリー化の推進	公共施設において、スロープや手すりの設置のほか、トイレ内のベビーシートや授乳室の設置など、子育て家庭に配慮した施設の整備を図ります。
3	子育てにおける交通環境の向上	「豊能町地域公共交通基本構想」に基づいて計画的に事業を実施していくことで、構想に記載した地域内及び広域的な公共交通ネットワークを実現させ、子育てにおける交通環境の向上を図ります。
4	子育て中の家庭などに対する理解醸成の促進	広報紙やホームページなどの多様な媒体をはじめ、各種講座・研修会、各種団体の活動・行事等の多様な機会を通じて、子育て中の家庭への理解の促進と、助け合いの意識づくりに取り組みます。

施策目標３） 地域での子どもの安全の確保

No	取り組み	主な内容
1	子どもの見守りの実施	地域の方々をはじめ、警察、ＰＴＡと連携し、小中学校の登下校時にパトロールを実施し、子どもの安全・安心を確保します。 また、毎月第３水曜日を「子ども見守りデー」に設定し、行政が実施している青色回転灯の搭載車両による集中パトロールをはじめ、各種団体による一体的な見守り活動を継続します。
2	子どもの交通安全対策の推進	「豊能町通学路交通安全プログラム」に基づき、通学路の安全を確保します。保護者、学校、警察、道路管理者等が連携し、危険箇所の改善を図るなど、通学路の安全を確保します。
3	安全・防犯などに関する情報発信の充実	子どもの安全や防犯など緊急を要する情報を配信するたんぽぽメールの充実を図ります。

施策目標４） 地域における子どもの遊び場・居場所の確保・拡充

No	取り組み	主な内容
1	多分野と連携した 子どもの居場所づくりの 推進	自治会などの地縁組織や NPO などのテーマ型組織、民間事業者といった地域の多様な主体による活動と連携・協働し、子どもだけでなく、幅広い世代が集える場づくりを進めます。 また、既存施設の有効活用などを図り、安全・安心な子どもの遊び場・居場所の確保に取り組みます。
2	放課後子ども教室 （わくわく教室）の充実	対象学年や定員を拡大し、放課後児童クラブ（留守家庭児童育成室）との連携を図り、一体的な運営を実施していきます。
3	学習の場の充実	公民館の学習スペースの設置等を通じて、子どもが自ら学ぶ場づくりを継続的に進めます。
4	体験活動の充実	地域の協働や参画を得て、学校教育活動外で子どもが自然にふれあう場や夏休み子ども講座などを実施します。
5	公園等の利活用	子どもが安心して公園を利用できるように、除草・植木剪定・遊具点検及び補修などを実施するとともに、自治会との連携・協働により公園等の美化を推進します。 また、大学等と連携し、健康増進等をテーマとした共同研究を行い、既存公園の有効活用に向けた検討を進めます。

基本方向 4 配慮を必要とする子どもと子育て家庭へのきめ細かやかな支援

施策目標 1) 児童虐待防止対策といじめ・体罰等への対策の充実

No	取り組み	主な内容
1	児童虐待防止等に向けた取り組みの充実	要保護児童対策地域協議会の周知を図りながら、虐待の早期発見・早期対応などに向けた各関係機関の連携を強化します。また、個別ケース検討会を中心に、実情に合わせた支援により虐待に迅速かつ的確に対応していきます。
2	児童虐待防止に向けた意識醸成と地域での見守りの推進	児童虐待防止推進月間のオレンジリボンキャンペーンなどを通じて、地域住民を対象に児童虐待防止に向けた周知啓発と意識づくりを進めます。 また、要保護児童対策地域協議会において各関係機関との連携を図り見守りを強化するとともに児童虐待未然防止のための取り組みを実施します。
3	いじめ・体罰等の防止における関係機関の連携	いじめ・体罰等に関する各校・園所に相談窓口を設置するとともに、教職員への研修を実施し、未然防止に向けた取り組みを推進します。 また、「豊能町いじめ防止基本方針」に基づき、いじめを受けた児童・生徒の相談対応・ケアなど、総合的な対策に取り組めます。

施策目標 2) ひとり親家庭への総合的な自立支援の推進

No	取り組み	主な内容
1	ひとり親家庭への手当・医療費の助成	ひとり親家庭の生活の安定と自立を図るために、児童扶養手当の支給や医療費の助成を行います。
2	就園支援・就学援助等による支援	要保護及び準要保護世帯や長期間休園する幼児の保護者等を対象にした保育料減免などの支援や、豊能町要保護及び準要保護児童生徒認定要綱等による就学援助を行います。 また、保育所入所について、ひとり親家庭の乳幼児の優先的利用の調整を図ります。
3	ひとり親家庭の自立等に向けた相談支援の充実	母子自立支援員によるひとり親家庭などの相談をはじめ、生活や自立に向けて必要な相談支援の充実を図ります。また、関連する制度の周知や、関係課・関係機関との連携による情報提供を進めます。

施策目標 3) 障害児への支援の充実

No	取り組み	主な内容
1	療育・相談体制の充実	障害の早期発見や早期療育を専門職が連携して行うとともに、療育の基盤となる家庭への支援を行います。 また、障害のある子どものライフステージに応じた一貫した支援体制の整備やサービス提供体制の確保に向け、近隣市町等と連携しながら、児童発達支援センターの設置に向けた取り組みを行います。 さらに、医療的ケア児を支援するための関係機関による協議の場を設置します。 学校では、障害のある子ども一人ひとりに応じた適正な就学と自立促進に向けた相談支援を行います。
2	特別支援教育の充実	特別な支援を必要とする児童・生徒一人ひとりの教育ニーズに応じた支援を行うとともに、障害の有無に関わらず共に学び合えるインクルーシブ教育システムの構築に向けた環境整備に努めます。 また、学校全体で障害のある児童・生徒を支援できるよう、発達の課題や指導方法等を理解するための研修の充実を図ります。 なお、学校卒業後の社会参加や自立促進の支援に向けて、進路の拡大や進路指導の充実に努めます。
3	障害児の理解と社会参加・交流の促進	学齢期から障害に対する正しい理解や認識を育てるため、学校における福祉教育の充実を図ります。また、障害のある人と地域の人との交流機会を積極的に設け、相互理解を促進します。
4	障害児に関わる人材の育成	ボランティア活動についての相談・紹介並びにボランティアグループへの支援・養成・育成を豊能町社会福祉協議会に委託し、点訳講習会、手話講習会、朗読講習会等により、人材の育成を図ります。

施策目標 4) 子どもの貧困対策の推進

No	取り組み	主な内容
1	子どもに視点を置いた切れ目のない支援の実施	子どもが健やかに成長し自立できるよう、大阪府と連携を図りつつ、子どもの生活状況に応じて切れ目なく子育て支援や学習支援などに取り組みを推進します。
2	子育て家庭への支援の実施	安定した生活を営みながら、安心して子どもを育てることができるよう、大阪府と連携を図りつつ、生活困窮者自立支援制度やひとり親家庭への支援などの取り組みを推進します。

第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

1. 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があるとしています。

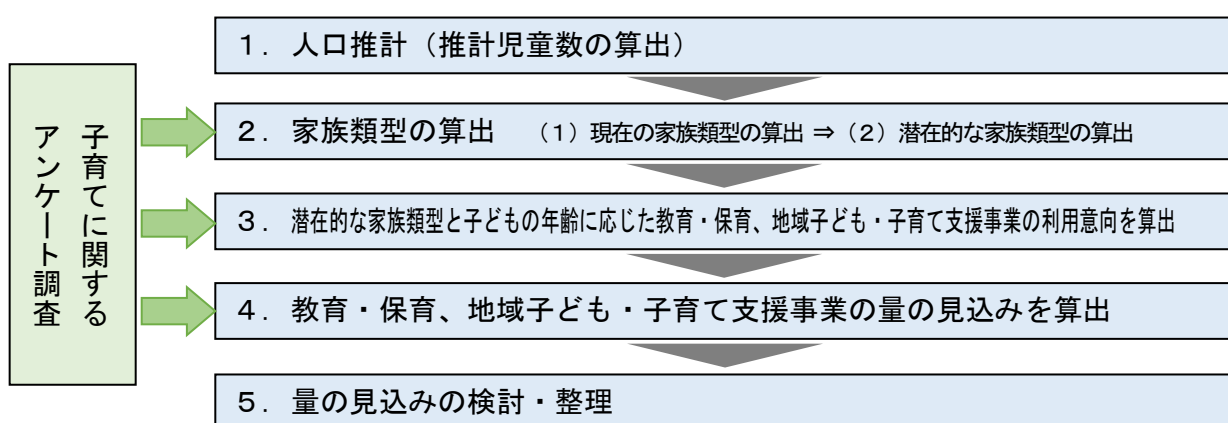
また、教育・保育提供区域ごとに定める必要利用定員総数が、今後の施設・事業整備量の指標となります。

本町では、今後の保育ニーズに柔軟に対応していくには、広域での調整が必要となることから、引き続き、教育・保育提供区域を1圏域（町全域）とします。

2. 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出等について

「子ども・子育て支援事業計画」においては、保育所や幼稚園などの整備、地域子ども・子育て支援事業の実施について、必要とされる量の見込みを算出し、その提供体制の確保の内容及び実施時期を定めることとなっています。

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについては、国が提示するワークシート・算出方法に沿って、アンケート調査結果を踏まえ、以下のステップで算出を進めました。



■全国共通で量の見込みを算出する項目

対象事業			認定区分	対象児童年齢
教育・保育	1	教育標準時間認定（認定こども園および幼稚園） ＜専業主婦（夫）家庭、就労時間短家庭＞	1号	3～5歳
	2	保育認定①（幼稚園） ＜共働きだが幼稚園を利用する家庭＞	2号	3～5歳
		保育認定②（認定こども園及び保育所）	2号	3～5歳
	3	保育認定③（認定こども園及び保育所＋地域型保育）	3号	0歳、1・2歳
地域子ども・子育て支援事業	4	時間外保育事業	0～5歳	
	5	放課後児童健全育成事業	1～3年生、4～6年生	
	6	子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライト別）	0～18歳	
	7	地域子育て支援拠点事業	0～2歳	
	8	一時預かり事業	幼稚園在園児を対象とした一時預かり	3～5歳
			その他	0～5歳
	9	病児病後児保育事業	0～5歳、1～6年生	
	10	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	0～5歳、1～3年生、4～6年生	
	11	利用者支援事業	0～5歳、1～6年生	

■認定区分について

子ども・子育て支援法では、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みとなることが決まっており、その際の認定の区分は下記の通りとなります。

認定区分	内容
1号認定	満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前子ども
2号認定（教育）	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とするが幼稚園を利用する子ども）
2号認定（保育）	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）
3号	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）

■家族類型について

子育てに関するアンケート調査結果（父母の有無、父母の就労状況、子どもの年齢など）から、以下の家族類型を算出します。そして、現在の家族類型から、母の就労意向を踏まえて、近い将来の潜在的な家族類型を算出します。

家族類型	父母の有無や就労状況
タイプA	ひとり親
タイプB	フルタイム×フルタイム
タイプC	フルタイム×パートタイム（就労時間：月 120 時間以上＋64 時間以上 120 時間未満で現在保育事業を利用しているか、未利用でも今後利用意向のある世帯）
タイプC'	フルタイム×パートタイム（就労時間： 64 時間未満＋64 時間以上 120 時間未満で現在保育事業を利用しておらず、今後も利用意向のない世帯）
タイプD	専業主婦（夫）
タイプE	パートタイム×パートタイム（就労時間：双方が月 120 時間以上＋64 時間以上 120 時間未満で現在保育事業を利用しているか、未利用でも今後利用意向のある世帯）
タイプE'	パートタイム×パートタイム（就労時間：いずれかが 64 時間未満＋64 時間以上 120 時間未満で現在保育事業を利用しておらず、今後も利用意向のない世帯）
タイプF	無業×無業

3. 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと提供体制等

1) 幼稚園、保育所、認定こども園

【事業概要】

幼稚園は義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児のすこやかな成長のために適当な環境を与えて、その心身を助長することを目的としています。

保育所は、保護者が日中就労や疾病等により、就学前児童を保育することができないと認められる場合に、保護者に代わり保育を実施します。

この他に、幼稚園、保育所の機能を備え、就学前の教育、保育、子育て支援サービスを総合的に提供する認定こども園があります。

(1) 幼稚園・認定こども園（1号認定・2号認定（教育））

【現状・実績】

	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)
3歳児(人)	40	31	36	46	34
4歳児(人)	56	40	34	33	44
5歳児(人)	42	58	43	37	35
合計(人)	138	129	113	116	113

(各年度5月1日現在)

【今後の方向性】

ひかり幼稚園とふたば園（1号認定・2号認定（教育））の2箇所で、令和2年度以降の量の見込みに対応してきます。

	令和2年度 (2020 年度)	令和3年度 (2021 年度)	令和4年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023 年度)	令和6年度 (2024 年度)
量の見込み(人)	107	89	72	60	49
1号認定	107	89	72	60	49
2号認定(教育)	0	0	0	0	0
確保方策: 実施箇所(箇所)	2	2	2	2	2
提供量(人)	260	260	260	260	260
過不足(人) (提供量－量の見込み)	153	171	188	200	211

(2) 保育所・認定こども園（第2号認定（保育）・第3号認定）

【現状・実績】

	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)
0歳児(人)	1	3	0	6	3
1歳児(人)	17	22	14	20	25
2歳児(人)	31	19	25	22	21
3歳児(人)	35	30	20	30	27
4歳児(人)	42	29	33	24	33
5歳児(人)	37	38	29	32	21
合計(人)	163	141	121	134	130

(各年度4月1日現在)

【今後の方向性】

吉川保育所とふたば園（第2号認定（保育）・第3号認定）の2箇所で、令和2年度以降の量の見込みに対応してきます。なお、0歳児については、利用定員の弾力化や近隣施設の利用などにより提供量の確保に努めます。

			令和2年度 (2020 年度)	令和3年度 (2021 年度)	令和4年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023 年度)	令和6年度 (2024 年度)
量の 見込み(人)	2号認定(保育) [3～5歳]		80	76	83	88	89
	3号認定	0歳	15	17	18	18	19
		1・2歳	41	43	46	46	47
確保方策: 実施箇所(箇所)			2	2	2	2	2
提供量(人)	2号認定(保育) [3～5歳]		94	94	94	94	94
	3号認定	0歳	14	14	14	14	14
		1・2歳	52	52	52	52	52
過不足(人)	2号認定(保育) 3～5歳		14	18	11	6	5
	3号認定	0歳	▲1	▲3	▲4	▲4	▲5
		1・2歳	11	9	6	6	5

4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制等

1) 時間外保育事業

【事業概要】

保育認定を受けた子どもについて、認可保育所や認定こども園等で、通常の保育時間を超えて延長して保育を実施する事業です。（基本方向1－施策目標1－取り組みNo3）

【現状・実績】

	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)
利用者数(人)	59	79	55	64
実施箇所(箇所)	2	2	2	2

【今後の方向性】

時間外保育事業は、保育所と認定こども園（第2号認定（保育）・第3号認定）の入所者を対象としたサービスであり、保育所と認定こども園（第2号認定（保育）・第3号認定）の提供量分の提供が可能であることから、令和2年度以降の量の見込みに対応してきます。

	令和2年度 (2020 年度)	令和3年度 (2021 年度)	令和4年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023 年度)	令和6年度 (2024 年度)
量の見込み(人)	57	57	62	64	65
確保方策: 実施箇所(箇所)	2	2	2	2	2
提供量(人)	57	57	62	64	65
過不足(人) (提供量－量の見込み)	0	0	0	0	0

2) 放課後児童健全育成事業（留守家庭児童育成室）

【事業概要】

保護者が就業等により昼間家庭にいない児童を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、支援員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。平日の放課後のほか、土曜日、夏休み等の長期休暇中にも実施します。（基本方向1－施策目標1－取り組みNo5）

【現状・実績】

	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)
入室児童数(人)	96	99	94	93
1～3年生	88	82	72	75
4～6年生	8	17	22	18
育成室数(箇所)	.3	3	3	3

【今後の方向性】

放課後子ども教室（わくわく教室）との一体的な運営を実施し、令和2年度以降の量の見込みに対応してきます。

	令和2年度 (2020 年度)	令和3年度 (2021 年度)	令和4年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023 年度)	令和6年度 (2024 年度)
量の見込み(人)	82	81	74	70	68
1年生	21	27	22	20	20
2年生	15	13	16	13	12
3年生	19	17	15	19	15
4年生	18	15	13	11	15
5年生	6	7	5	5	4
6年生	3	2	3	2	2
確保方策： 実施箇所(箇所)	.3	3	3	3	.3
提供量(人)	150	130	130	130	130
過不足(人) (提供量－量の見込み)	68	49	56	60	62

3) 子育て短期支援事業

【事業概要】

保護者の疾病や仕事等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、必要な保護を行う事業で、短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）と夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）があります。（基本方向1－施策目標1－取り組みNo4）

【現状・実績】

現状で町内施設では未実施となっています。

【今後の方向性】

養育困難な在家庭の支援を行う制度であり、限られたニーズに対応することになりますが、引き続き近隣施設との連携を図りながら供給体制を確保し、令和2年度以降の量の見込みに対応してきます。

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
量の見込み(人日)	12	12	12	12	12
確保方策: 実施箇所(箇所)	1	1	1	1	1
提供量(人日)	12	12	12	12	12
過不足(人日) (提供量－量の見込み)	0	0	0	0	0

4) 地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。(基本方向1－施策目標2－取り組みNo1)

【現状・実績】

	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)
延利用者数 (人回)	2,682	2,693	2,143	1,710
実施箇所(箇所)	1	1	1	1

※ふたば園子育て支援いちごルームの延利用者数も含む。

【今後の方向性】

地域子育て支援拠点である子育て支援センター「すきっぷ」(西地区)と、ふたば園子育て支援いちごルーム(東地区)が連携し、令和2年度以降の量の見込みに対応してきます。

	令和2年度 (2020 年度)	令和3年度 (2021 年度)	令和4年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023 年度)	令和6年度 (2024 年度)
量の見込み(人回)	1,584	1,476	1,356	1,224	1,128
確保方策: 実施箇所(箇所)	1	1	1	1	1
提供量(人回)	1,584	1,476	1,356	1,224	1,128
過不足(人回) (提供量－量の見込み)	0	0	0	0	0

5) 一時預かり事業

【事業概要】

通常の教育時間の終了後や長期休業期間中などに、保護者の要請に応じて、希望する者を対象に実施する事業です。また、保護者が冠婚葬祭や育児疲れなどの理由により、家庭での保育が一時的に困難となった子どもについて、主として昼間、子育て支援拠点等で一時的に預かる事業です。（基本方向 1－施策目標 2－取り組み No2）

（１）幼稚園・認定こども園（１号認定・２号認定（教育））における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

【現状・実績】

	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)
年間延利用者数 (人日)	4,873	5,344	4,136	4,048
実施箇所(箇所)	2	2	2	2

【今後の方向性】

ひかり幼稚園とふたば園（１号認定・２号認定（教育））の２箇所で、令和２年度以降の量の見込みに対応してきます。

	令和2年度 (2020 年度)	令和3年度 (2021 年度)	令和4年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023 年度)	令和6年度 (2024 年度)
量の見込み(人日)	3,803	3,180	2,557	2,149	1,742
確保方策: 実施箇所(箇所)	2	2	2	2	2
提供量(人日)	3,803	3,180	2,557	2,149	1,742
過不足(人日) (提供量－量の見込み)	0	0	0	0	0

(2) 預かり保育以外の一時預かり

【現状・実績】

	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)
年間延べ利用者数 (人日)	85	60	88	78
実施箇所(箇所)	2	2	2	2

【今後の方向性】

子育て支援センター「すきっぷ」とふたば園の2箇所で、令和2年度以降の量の見込みに対応してきます。

	令和2年度 (2020 年度)	令和3年度 (2021 年度)	令和4年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023 年度)	令和6年度 (2024 年度)
量の見込み(人日)	83	77	71	64	59
確保方策: 実施箇所(箇所)	2	2	2	2	2
提供量(人日)	83	77	71	64	59
過不足(人日) (提供量－量の見込み)	0	0	0	0	0

6) 病児病後児保育事業

【事業概要】

病気や病気回復期の児童で、保護者の就労等の理由で、保護者が保育できない際に、保育施設で児童を預かる事業です。(基本方向1－施策目標1－取り組みNo4)

【現状・実績】

現状で町内施設では未実施となっています。ただし、体調不良時対応型保育を吉川保育所とふたば園(第2号認定(保育)・第3号認定)の2箇所で開催しています。

【今後の方向性】

子育てに関するアンケート調査結果から、本事業へのニーズは非常に少ない状態にありますが、医療機関と連携した病後児保育の実施について検討を進めつつ、近隣施設との連携を図りながら供給体制を確保し、令和2年度以降の量の見込みに対応してきます。

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
量の見込み(人日)	95	86	80	75	69
確保方策: 実施箇所(箇所)	1	1	1	1	1
提供量(人日)	95	86	80	75	69
過不足(人日) (提供量－量の見込み)	0	0	0	0	0

7) ファミリー・サポート・センター事業（就学児童のみ）

【事業概要】

児童の一時的な預かりや外出支援について、援助を依頼したい人と協力したい人が会員となり、有償で子どもを自宅で預かる相互援助活動組織で、依頼会員はおおむね小学生までの子どもを持つ保護者です。（基本方向1－施策目標1－取り組みNo6）

【現状・実績】

	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)
小学生利用者数 (人日)	6	1	2	1

【今後の方向性】

小学生でのファミリー・サポート・センター事業の利用実績は非常に少ない状態にありますが、事業の周知啓発や各種研修を通じて、登録会員の維持・拡大を図り、令和2年度以降の量の見込みに対応してきます。

	令和2年度 (2020 年度)	令和3年度 (2021 年度)	令和4年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023 年度)	令和6年度 (2024 年度)
量の見込み(人回)	2	2	2	2	2
提供量(人回)	2	2	2	2	2
過不足(人回) (提供量－量の見込み)	0	0	0	0	0

8) 利用者支援事業

【事業概要】

子ども及びその保護者、または妊娠している方に対して、またはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。（基本方向1－施策目標2－取り組みNo1・2）

【現状・実績】

	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)
実施箇所(箇所)	1	1	1	2	2
基本型・特定型	—	—	—	1	1
母子保健型	—	—	—	1	1

【今後の方向性】

子育て支援センター「すきっぷ」(基本型)と保健福祉センター(母子保健型)の2箇所で連携して子育て包括支援センターを設置・運営することで、妊娠・出産期から子育て期までの切れ目のない相談支援体制を強化します。

	令和2年度 (2020 年度)	令和3年度 (2021 年度)	令和4年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023 年度)	令和6年度 (2024 年度)
確保方策: 実施箇所(箇所)	2	2	2	2	2
基本型・特定型	1	1	1	1	1
母子保健型	1	1	1	1	1

9) 妊婦健康診査

【事業概要】

母子保健法に基づき、妊婦及び胎児の健康増進、妊婦の生活習慣改善を目的として健康診査を行う事業です。（基本方向2－施策目標2－①－取り組みNo1）

【現状・実績】

	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)
受診者数(人)	84	56	51	57
延健診回数(人回)	1,176	784	714	798

【今後の方向性】

今後も引き続き、妊婦健康診査受診票・助成券を配布し、妊婦健康診査費用の一部（14 回分）を助成していきます。

		令和2年度 (2020 年度)	令和3年度 (2021 年度)	令和4年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023 年度)	令和6年度 (2024 年度)
量の 見込み	受診者数 (人)	38	34	31	28	28
	延健診回数 (人回)	532	476	434	392	392
確保方策:実施体制		大阪府内医療機関及び町委託医療機関において妊娠期間中に血液検査や超音波検査等を実施します				
提供量	受診者数 (人)	38	34	31	28	28
	延健診回数 (人回)	532	476	434	392	392
過不足	受診者数 (人)	0	0	0	0	0
	延健診回数 (人回)	0	0	0	0	0

10) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業概要】

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況ならびに養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供に結びつける事業です。（基本方向2－施策目標2－②－取り組み No4）

【現状・実績】

	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)
訪問数(人)	52	46	54	45

【今後の方向性】

引き続き全戸訪問し、切れ目のない子育て支援に努めていきます。

	令和2年度 (2020 年度)	令和3年度 (2021 年度)	令和4年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023 年度)	令和6年度 (2024 年度)
量の見込み(人)	42	38	34	31	28
確保方策:実施体制	必要な支援や助言を行うために、引き続き全戸訪問に努めていきます。				
提供量(人)	42	38	34	31	28
過不足(人) (提供量－量の見込み)	0	0	0	0	0

11) 養育支援訪問事業

【事業概要】

児童の養育を行うために支援が必要でありながら、何らかの理由により子育てに係るサービスが利用できない家庭に対し、養育に関する専門的な相談指導・助言、家事等の養育支援を行います。（基本方向４－施策目標１－No１・２）

【現状・実績】

	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)
訪問数(人)	3	4	4	2

【今後の方向性】

相談支援については職員の相談技術のさらなるスキルアップを図り、充実させていきます。

	令和2年度 (2020 年度)	令和3年度 (2021 年度)	令和4年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023 年度)	令和6年度 (2024 年度)
量の見込み(人)	2	2	2	2	2
確保方策:実施体制	相談支援については職員の相談技術のさらなるスキルアップを図ります。				
提供量(人)	2	2	2	2	2
過不足(人) (提供量－量の見込み)	0	0	0	0	0

12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業概要】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【現状・実績】

現状で町内施設では未実施となっています。

【今後の方向性】

子ども・子育て支援交付金を活用し、保護者の世帯所得にの状況等に応じて、給食費（副食費）や教材費・行事費等の助成を実施します。

13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【事業概要】

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

【現状・実績】

現状で町内施設では未実施となっています。

【今後の方向性】

本町の保育ニーズ量や提供量等を踏まえ、今後の事業の実施について検討します。

5. 教育・保育の一体的提供の推進に関する体制の確保

本町では、認定こども園ふたば園において、就学前の教育、保育、子育て支援サービスを引き続き総合的に提供しています。

また、幼稚園、保育所、こども園と小学校の相互交流、相互理解に関する取り組みとともに、0歳から15歳まで見通した保幼小中一貫教育のカリキュラムを作成し、保幼小中一貫教育に取り組むことで、教育・保育の一体的な推進をめざします。

6. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

子育てのための施設等利用給付の実施にあたって、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、公正かつ適正な支給の確保及び円滑な実施に努めます。

第6章 計画の進行管理

1. 施策の推進・進捗管理体制等の充実

本計画を全庁的な取り組みとして、総合的かつ計画的に推進していくためにも、子ども・子育て支援に関わる関係各課を中心に、庁内の横断的な連携を強化します。

また、計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各課を中心に具体的施策の進行状況について把握するとともに、「豊能町子ども・子育て審議会」での意見を踏まえ、施策の実施状況について点検、評価し、子ども・子育てニーズに合った諸施策を実施するものとします。

なお、5章の「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策」については、年度ごとに量の見込み（ニーズ量）と確保方策を示していることから、実施状況について年度ごとに進捗状況を管理し、利用者の動向等を踏まえ、翌年度以降の事業展開に活かしていくものとします。

2. 住民や地域、関係機関・団体等との連携

子ども・子育て支援を推進していくためには、行政のみならず、住民、地域、関係機関・団体等が、本計画の基本理念や基本方向などを共有し、連携しながら主体的に子ども・子育て支援に取り組んでいくことが重要となります。

そのためにも、本計画の周知・啓発とともに、子ども・子育て支援に関する多様な情報の発信・共有しつつ、本計画の推進に向けて、住民、地域、関係機関・団体等との連携・協働を図ります。

3. 国・府等との連携

計画に掲げる取り組みについては、町が単独で実施できるもののほかに、制度や法律に基づく事業もあるため、国や府、近隣市との連携を深め、必要に応じて協力要請を行い、計画を推進します。

1. 豊能町子ども・子育て審議会条例

平成 25 年 12 月 17 日条例第 26 号

（設置）

第1条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 77 条第 1 項に規定する合議制の機関として、豊能町子ども・子育て審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織）

第2条 審議会は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者、医療関係者、社会福祉関係者、教育関係者、保育関係者、事業者、子育て支援に関する活動を行う者及び子どもの保護者のうちから、町長が委嘱する。

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第3条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第4条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

（関係者の出席等）

第5条 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

（委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2. 豊能町子ども・子育て審議会規則

平成 25 年 12 月 27 日規則第 26 号

（趣旨）

第1条 この規則は、豊能町子ども・子育て審議会条例（平成 25 年条例第 26 号）第6条の規定に基づき、豊能町子ども・子育て審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

（委員）

第2条 委員は、次に掲げる者について町長が委嘱する。

- （1）学識経験者 2人以内
- （2）医療関係者 1人以内
- （3）社会福祉関係者 2人以内
- （4）教育関係者及び保育関係者 2人以内
- （5）事業者 1人以内
- （6）子育て支援に関する活動を行う者及び子どもの保護者 2人以内

（庶務）

第3条 審議会の庶務は、教育総務課において処理する。

（委任）

第4条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

3. 豊能町子ども・子育て審議会 審議経過

会議等	開催日	審議内容等
平成 30 年度 第 1 回豊能町 子ども・子育て審議会	平成 31 年 1 月 10 日	●第 1 期子ども・子育て支援事業計画の進行管理について ○基本方向ごとの具体的な取り組みの状況について ○教育・保育・保育及び地域子ども子育て支援事業の量の見込みと確保方策の状況について ●子育てに関するアンケート調査について
子育てに関する アンケート調査の実施	平成 31 年 3 月 8 日～ 3 月 22 日	豊能町在住の 0～6 歳まで（就学前児童）の保護者と平成 31 年 4 月～令和 2 年 3 月に出産予定の妊婦、6～12 歳まで（小学生）の保護者を対象に実施
平成 31 年度(令和元年度) 第 1 回豊能町 子ども・子育て審議会	平成 31 年 4 月 23 日	●子育て支援に関するアンケート調査結果（概要）報告
令和元年度 第 2 回豊能町 子ども・子育て審議会	令和元年 7 月 19 日	●第 2 期子ども・子育て支援事業計画策定にあたっての「量の見込み」算出結果について
令和元年度 第 3 回豊能町 子ども・子育て審議会	令和元年 11 月 11 日	●第 1 期子ども・子育て支援事業計画の進捗状況と今後の課題について ●第 2 期子ども・子育て支援事業計画の施策体系について
第 4 回豊能町 子ども・子育て審議会	令和 2 年 1 月 14 日	●第 2 期子ども・子育て支援事業計画策定にあたっての「量の見込みの算出結果（修正版）」について ●第 2 期子ども・子育て支援事業計画素案について ○基本方向ごとの具体的な取り組み ○教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策
パブリックコメントの 実施	令和 2 年 2 月 7 日～ 3 月 6 日	意見 0 件
第 5 回 豊能町子ども・子育て 審議会	令和 2 年 3 月 17 日	●パブリックコメントの結果について ●第 2 期子ども・子育て支援事業計画最終案と概要版（案）について

4. 豊能町子ども・子育て審議会 委員名簿

区分	委員名	備考
学識経験者 (規則第2条第1号)	鈴木 正敏	会長
学識経験者 (規則第2条第1号)	一丸 知代子	
医療関係者 (規則第2条第2号)	村井 正人	平成31年1月10日 ～令和元年7月8日
	馬渡 秀徳	令和元年7月19日～
社会福祉関係者 (規則第2条第3号)	坪井 理絵子	
社会福祉関係者 (規則第2条第3号)	宗田 保則	平成31年1月10日 ～平成31年4月16日
	今井 美枝子	平成31年4月23日 ～令和2年11月30日
	小林 佳美	令和元年12月18日～
教育関係者及び保育関係者 (規則第2条第4号)	三浦 瓊子	
教育関係者及び保育関係者 (規則第2条第4号)	前田 明美	副会長
事業者 (規則第2条第5号)	門 節子	
子育て支援に関する活動を行う者及び 子どもの保護者 (規則第2条第6号)	岡本 さわこ	
子育て支援に関する活動を行う者及び 子どもの保護者 (規則第2条第6号)	磯田 信子	

第2期 豊能町子ども・子育て支援事業計画
とよの すくすく子どもプラン

令和2年3月

発行・編集 豊能町
〒563-0292 大阪府豊能郡豊能町余野 414 番地の1
